

John Barnes, Sports and the Law in Canada, Third Edition (1996): Chapter 4

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/32155

《翻訳》
ジョン・バーンズ
「カナダにおけるスポーツと法」(4)

John Barnes, Sports and the Law
in Canada, Third Edition (1996)

西 村 秀 二

目次

はしがき

判例一覧

第1章 スポーツの公的規制(Public Regulation of Sports)

- A. スポーツとスポーツ法
- B. 国家的利害関係：歴史的テーマ
- C. 行政的プログラムと政策
 - 1. 権限の分配
 - 2. 連邦政府
 - a. 健康とアマチュアスポーツ法(The Fitness and Amateur Act)
("FAS Act")
 - b. その他の政策：フットボール、ホッケーと国際関係
 - c. その他のプログラム
 - 3. 州政府
- D. 資金調達
 - 1. くじ(Lotteries)
 - 2. 慈善スポーツ
 - 3. スポンサーシップとタバコ産業
- E. 制定法上の規制
 - 1. 概論
 - a. 連邦法
 - b. 州法
 - 2. 非合法なスポーツ

3. 格闘技スポーツ—ボクシングの問題
4. 競馬
5. ボーティング(Boating)
6. 狩猟と魚釣り（以上、金沢法学 53 卷 2 号）

第 2 章 アスリートの権利

- A. 概論
 1. カナダの権利と自由憲章
 2. 人権法
 3. 救済手段
- B. 平等権
 1. 性差別
 2. 障害を持つアスリート
 3. 先住民と明らかな少数民族
 4. 出生地
 5. フランス語使用者の利害関係
- C. 適格性と懲戒
 1. 私的協会
 2. アマチュア資格と経済的事情
 3. 適格性と選抜
 4. 懲戒
 5. ジュニアホッケー
 - 6.マイナーホッケー
 7. カナダ大学間スポーツ連合
- D. ドーピングコントロール
 1. 序論—ベン・ジョンソンと Dubin 検査
 2. 禁止リスト—カラカスからカナダアンチドーピング機構(CADO)へ
 3. スポーツにおけるドーピング罰則に関するカナダの政策
—カナダスポーツ倫理センター
 4. 無益性、矛盾、有害性
 5. 異議申立と司法審査
- E. 紛争の解決（以上、金沢法学 54 卷 1 号）

第 3 章 スポーツビジネス

- A. 概論
 1. スポーツ経済とスポーツマーケティング
 2. 権利と財産

B. プロスポーツ

1. チーム所有権と被雇用者
2. 総収入と課税
3. 公的助成金
4. テレビジョン契約
5. 独占権、需要独占、保有権（以上、金沢法学 54 卷 2 号）

第4章 競争法と労働法

A. 競争法

1. 概論
2. 6条と48条
3. プレーヤーの拘束
4. フランチャイズ権の制限

B. 取引制限の法理

C. アメリカの反トラスト法—NFL(the National Football League)の事例

1. 概論
2. プレーヤーの拘束
3. 労働者の適用除外(the Labour Exemption)
4. フランチャイズ権の制限

D. 労働法

1. 概論
2. 労働関係法(the National Labor Relation Act)
3. カナダの労働法

第5章 カナダフットボールリーグ(the Canadian Football League)

A. 法制史

1. 概論
2. リーグの拡大と縮小
3. プレーヤーの拘束と選手会

B. CFL 規制

C. 団体交渉協定(Collective Bargaining Agreement)

D. その他の問題：懲戒権と薬物検査

第6章 ナショナルアイスホッケーリーグ

A. 法制史

1. 概論
2. 國際アイスホッケー協会
3. 選手会

4. 年金事例

- B. NHL 規制—フリー エージェント補償金
- C. 団体交渉協定
- D. その他の問題

第7章 メジャーリーグ

- A. コミッショナー
- B. 反トラスト法の適用除外(Antitrust Exemption)
- C. 選手交渉(Player Relations)
- D. その他の問題

第8章 ナショナルバスケット協会

- A. 概論
- B. プレーヤー拘束
- C. サラリーキャップ制度(Salary Cap)
- D. その他の問題

第9章 選手契約

- A. 標準選手契約
 - 1. 概論
 - 2. 構成と取り消し(Formation and Avoidance)
 - 3. 契約違反を生じさせること
 - 4. 内容：権利と義務
- B. 救済手段と施行
- C. 報酬と交渉
 - 1. 契約交渉
 - 2. 特別約款
 - 3. 代理人
 - 4. 所得税

第10章 スポーツ傷害：刑事責任と民事責任

- A. 暴行と刑事责任
 - 1. スポーツ暴行の種類
 - 2. プレーヤーの刑事责任
 - 3. 刑事暴行における承諾
 - 4. 抑制と改善
- B. スポーツ傷害の民事責任
 - 1. 概論
 - 2. 故意による不法行為：民事暴行と侵害

3. 私法上の過失と危険の引受け
 - a. 一般的理論
 - b. 不法行為上の損害賠償請求権と免責
 4. 関係者の責任
 - a. プレーヤーがプレーヤーに民事訴訟を提起すること
 - b. 観客がプレーヤーに民事責任を提起すること
 5. 施設管理者の責任
 - a. 建物の所有者の責任—プレーヤー
 - i. 制定法
 - ii. コモン・ロー
 - b. 観客が建物の所有者に民事訴訟を提起すること
 - c. プレーヤーが管理者に民事訴訟を提起すること
- 組織、管理・監督、予防
6. 指導者と監督者の責任
 - a. 学校と教員
 - b. コーチ、指導者、健康指導者
 - c. 競技役員
 - d. 両親
 7. 組織の責任
 - a. アマチュアクラブと法人格なき社団
 - b. プロチティーム
 8. 医療上の過失
 9. 結果責任(Products liability)
 10. 生活妨害(Nuisance)責任
- C. その他の損失補償システム
1. 保険
 2. 労働者の損失補償(Compensation)
 3. 刑事傷害損失補償

注

第4章 競争法と労働法

リーグ規約は、チーム間にプレーヤーを割り振り、フランチャイズ権のある商品を制限している¹⁰。制限事項は、例えば、自由な移籍を阻むこと、他の

ティームと交渉するプレーヤーの機会を制限すること等である。本章では、自由かつ公正な商業的競争の普及を促進している法のもとで、このようなプレーヤーのフランチャイズ権の制限に対して、どのような異議を申し立てができるのかということを、検討していくこととする。更には、プレーヤーの労働条件の変更と密接にかかわる手段である団体交渉の法的枠組みを取り上げることとする²⁾。制限的な規制と慣行は、連邦法・州法上認められている基準並びに禁止に依っている。連邦レベルで最も重要な法律は、企業結合調査法³⁾(Combines Investigation Act)が改名・改正された競争法⁴⁾(Competition Act)である。州法上の契約並びに規制制限は、取引の法理(trade doctrine)に関するコモンロー上の制限に基づいて、異議を申し立てることができる⁵⁾。アメリカに本拠地を置いているリーグについては、反トラスト法が、反競争的もしくは独占的なリーグ調整を除去・変更するために用いられている⁶⁾。

A. 競争法

1. 概説

一次的には消費者保護法である連邦の競争法は、“カルテル・競争に影響を及ぼす取引慣行・合併に関する産業の一般法規”を規定している⁷⁾。同法には、刑事的並びに民事的排除措置⁸⁾と競争を減殺させる可能性のある取引・合併の拒絶を事後審査する競争審判所(Competition Tribunal)による審判以前の手続も含まれている⁹⁾。同審判所は、市場における支配的な経営者が取引の支配を実現することを目的としている不正な反競争的行為に関与している場合に、裁決を下すことができる¹⁰⁾。

競争法の第6編には、審判所によって発せられる措置命令の行使の代用として、訴追することができる¹¹⁾様々な刑事罰の対象となるカルテルが規定されている。もっとも、“被雇用者自身による合理的な防御のための”集団的結合は、同法による禁止から特別に除外されている¹²⁾。競争法の45条は、競争を“不当に”(unduly)制限するカルテルもしくは協定を形成する様々な犯罪を創出している。不当な制限とは、公共の利益に反して、かつ当該行為と市場支配力を

結合することから生じる重大な制限を意味している¹³⁾。当該制限が不当であることを立証するためには、客体もしくは結果が“市場における完全なもしくは事実上の競争を排除したことを証明する必要はない”(45条(2)を参照)。不当な制限に関する45条の文言は、“不合理な”制限を禁止している取引の法理に関するコモンロー上の制限とは著しく異なっている。合理性を決定する際に、裁判所は、公益や各当事者の経済的な利益もしくはメリットも検討する。当該制限が求められている以上により広範な場合にのみ、それは無効となるのである。

1976年まで、競争法の禁止は商品にのみ適用されていた。だが、1969年のカナダ経済審議会報告書は、企業によるプロスポーツへのサービスの増大の重要性を指摘し、競争法が商品とサービスを対象とすることを勧告していた。同報告書は、“プロスポーツを含む全てのレクリエーションサービス”が¹⁴⁾、競争法の監視を受けることの先駆をなしていたのである。1970年代の初期に、一連の法案が提出されたものの、改革を先延ばしにする利益団体のロビー活動によって、失敗に終わった。だが、サービスをも対象とする修正案は、結局のところ1976年に成立した¹⁵⁾。この時、プロスポーツの制限に関する特別な条文(現在の48条)が、競争法に導入されたのである。この規定は、プロリーグによる私有財産を承認してはいるが、NHLにおける雇用条件とアマチュアアイスホッケーのリーグによる支配問題への批判に対応するものであった¹⁶⁾。

2. 6条と48条

従来の法案では¹⁷⁾、競争法のスポーツ規定は、アマチュア並びにプロ組織に等しく適用されていたが¹⁸⁾、最終的に成立した法律では、プロの関与のみに言及されている。48条の(3)項によれば、プロリーグのチームもしくは役員によって作成された一定の内部的調整の正当性は、48条を適用することによって決定できることを明示している特別な適用除外であり、競争法の通常のカルテル条項である45条は適用されない。48条は、以下のことを正式

起訴犯罪(indictable offence)としている。

1. プレーヤーがプロスポーツに参加する機会を不当に制限すること又は不当な条件を課すこと
2. ライバルがプロスポーツに参加する機会を不当に制限すること又は不当な条件を課すこと
3. プレーヤーが選択したチームと交渉並びにプレーする機会を不当に制限すること

48条(3)項では、同項が“リーグにおけるフランチャイズ権の付与並びに運用”に“適用される”と規定されている。協定が同条(1)項に違反しているか否かを決定する際には、裁判所は、48条(2)項に規定されている以下のことを検討しなければならない。

- (a) 違反を申し立てられているスポーツが、国際的基準で組織されているか否か、これが肯定される場合、当該理由による制限や条件がカナダで受け入れられるか否か、かつ
- (b) 同一リーグに参加しているチームもしくはクラブ間での合理的なバランスを保つことが望ましいこと

一見したところ、(1)項は、どの当事者又は個人による制限的カルテルをも禁止している。だが、(3)項によれば、48条はプレーや競技の機会又はフランチャイズ権の運用に独占的に関わっている“同一リーグ”的メンバー間の協定にのみ適用されると規定されている。協定が別個の組織間で形成され、リーグメンバーでない者が含まれ又は他の事項に関わっている場合には、45条が適用可能となる。競争法が“リーグ”を定義づけていないため、ひとつの組織が別の組織と提携して運営されている場合には、解釈論上の疑義が生じうるのである。

48条の主たる目的は、プレーヤーのための職業の自由を保障することである。従って、同規定は、当然のこととして、とりわけ(2)項に規定されている正当化要素（国際性とバランス）に関する労働市場に適用される。もっとも、

“競争業者”(competitor)という文言が使用されていることは、48条も商品市場における対外的事業者に適用されることを示唆しており、競争業者の機会を制限する不当な反競争的協定を維持することは、犯罪に該当しうる可能性がある。例えば、独占的支配状態にあるプレーヤーや施設を獲得する機会がないことによって、競合するリーグは妨害されかねない。だが、外部的申請者に対するフランチャイズ権の拒絶は、48条(1)項に規定されている犯罪とはならないであろう。なぜなら、(3)項では、“フランチャイズ権の付与並びに運用”を、(1)項の問題と区別しているからである。従って、当該犯罪は、同一リーグ内のチーム間における制限には適用できないのである¹⁹⁾。

アマチュアスポーツを競争法の対象外としている6条は、以下のように規定されている。

- (1) アマチュアスポーツに参加する2つ以上のチーム・クラブ並びにリーグ間における協定又は取決めについては、本法は適用されない。
- (2) 本条における“アマチュアスポーツ”とは、参加者としてのサービスに対し報酬を受取らないものをいう。

従って、この適用除外は、チーム又はリーグ間の協定に限定されており、個人によって維持されている拘束には適用されない。プロリーグにプレーヤーを供給するアマチュア組織との協定にも適用されない。“アマチュアスポーツ”的定義によれば、メジャージュニアアイスホッケーがプロ組織と看做されるることは明白である²⁰⁾。48条と競争法の他の規定は、サービスに対するプレーヤーへの一般的な報酬が支払われているあらゆるリーグに適用されるのである²¹⁾。これには、ハイパフォーマンス競技者が多様な形態での報酬を受け取っている伝統的な“アマチュア”組織も含まれよう。

48条(2)項(a)は、裁判所が取決めの合法性を評価する場合に、当該スポーツ組織の国際性を検討するよう指示している。この規定は、カナダ人の参加が国際的な規定の承認に依存しうること並びにほとんどのプロのフランチャイズ権

がアメリカ合衆国にあり、メジャーリーグはアメリカ法の支配を受けていることを認めているものである。48条(2)項(a)のある解釈によれば、カナダの裁判所はアメリカのおびただしい反トラスト法判決において認められている制限を自動的に認めることになるとする²²⁾。だが、同条は、カナダの裁判所に国際性の側面を“考慮する”ことを指示しているにすぎないのであり、制限が否定されることもありうるのである。48条(2)項(b)では、“チーム間の合理的なバランスを維持することの望ましさ”を考慮するよう指示されている。この均衡性の要件は、市場に対する制限のための標準化を目的とする取組の根拠ではあるが²³⁾、裁判所は、伝統的な制限がそれを達成するための唯一の方法であることを認める必要はないのである²⁴⁾。

3. プレーヤーの拘束

競争法48条(1)項の(a)・(b)は、以下の3種類のプレーヤー拘束に言及している。

1. 参加する機会に関する不当な制限：

このカテゴリーには、苛酷な資格規定・取引の拒絶・要注意人物リストによるプレーヤーの排除が該当する。これは、チーム又はリーグの正当な利益とはかかわっていない不明瞭な懲戒権のもとに²⁵⁾、プレーヤーが保留される場合に、とりわけ関連している。このカテゴリーに属する例えば最少年齢²⁶⁾又はアマチュア経験の期間²⁷⁾を要件とすることもしくは片目を失明しているプレーヤーを排除するというアイスホッケールール²⁸⁾等のプロリーグによる“保護”規制に対しては、すでに異議が唱えられていた。

2. 参加者に課される不当な条件：

このカテゴリーには、リーグの細則・標準的選手契約・包括的労働協約によって修正された契約所定の契約条項並びに保留システムが該当する²⁹⁾。48条がそもそも1973年のC-227法案に導入された時、付属の覚書は、“反復的又はプレーヤーがサインしたチームに無期限に拘

束されることを課す契約が、特に懸念される”ことを指摘していた。同様に、“全現役生活を1つのクラブに拘束する契約”³⁰⁾は、不合理なものとなる。選手の移籍に関する苛酷でない制限も疑わしいものとなる。1年間のオプション条項は、コモンロー上の取引の法理の制限のもとに法的強制力が維持されているが³¹⁾、フリーエージェント制度も裏協定又はプレーヤーの所属していた以前のチームに対する補償金によって阻害されうるのである。

3. プレーヤーが選択したチームと交渉し、プレーする機会に関する不当な制限：

このカテゴリーには、アマチュア又はフリーエージェントドラフト制度もしくはプレーヤーを選択したチーム又は以前のチームに独占的交渉権を与えるウエーバー制度が該当する。新人ドラフト制度は、前年のシーズンで最下位であったプロチームに最も有望なアマチュア又はジュニア選手に対する第1指名順位が与えられる。各ドラフト順位は、リーグ順位の逆の順番に従って続けられる。ドラフト制度は、優秀な人材を分散させ、競争上のバランスを維持するために不可欠なものとして一般に擁護されている³²⁾。だが、理論的にも実際的にも、これは達成されていない。第1巡目だけが重要であり³³⁾、予備要員に対する弱小チームによるアクセスを、ドラフト制度は実質的に制限している。アマチュアの花形選手が、プロの世界で活躍できるとはかぎらない。重要なことは、スカウト活動・選択・選手育成におけるチームの手腕にかかっている。チームは、選択権を取引することによってドラフトの順番を変えている。ドラフト制度は、それが多数の選手に対する権利を獲得し、長期間にわたるドラフト対象者に対する独占権を付与する場合には、とりわけ不当なものとなろう。

同条項の施行以来20年間、48条に規定されている刑事訴追は行われていない。だが、プレーヤーは、36条に規定されている損害賠償請求訴訟権を含む

民事法上の救済手段を活用している。カナダにおけるプレーヤー拘束は、連邦消費者企業省(federal Department of Consumer and Corporate Affairs)の競争政策局による審査の対象とされており、48条は、リーグ規則の強制を防ぐための訴訟により実現可能なものとして援用されている³⁴⁾。カナダフットボールリーグ("CFL")に対して CFL 選手協会("CFLPA")から異議を申立てられた細則を無効とした審査並びに訴訟の主要なものとしては、以下のようなものがある。Reed v. Can. Football League 判決で³⁵⁾、選手協会は、John Mandrichのために、別のリーグのチームを解雇された後の、選手の復帰を遅らせる細則の実施に対する仮差止命令を獲得した。CFL は、ナショナルフットボールリーグでの入団テストと同一シーズン中の CFL チームへの復帰という選手のプレーを阻止していた細則を、一方的に改正した。CFLPA は、当該細則が、競争法・取引の法理における制限・フリーエージェントの交渉権を保護している団体協約条項³⁶⁾に違反しているという主張に成功した。1990 年に、競争政策局は、CFL のチームがフリーエージェントをしないこともしくは損害賠償を支払うことに同意したという報告書を審査した。他のチームから批判されていた Ottawa Rough Riders による一連のフリーエージェント契約に関して、競争政策局は、カルテルの証拠を得ることができなかつた³⁷⁾。ナショナルアイスホッケーリーグ("NHL")の新人ドラフト制度に対する異議申立は、Quebec Nordiques が Eric Lindros を第一巡のドラフトで選択した後、Eric Lindros が当該チームとサインすることを拒否した 1991 年に起つた³⁸⁾。Lindros は、古都(*la vieille capital*)でプレーすることに対して、拒否の意思を表明し、同チームにとっても不本意なものであることに気付いていた。Nordiques は、2 年間独占権を保有していたが、その間に Lindros は第 2 回のドラフトの対象とされた。5 名の選手並びに 1500 万ドルと引き換えに、Lindros への権利を獲得するという Philadelphia Flyers からのオファーを、Nordiques が受諾した時に、この問題は解決した³⁹⁾。Lindros は、Flyers から 6 年間で 2100 万ドルという有利な契約を獲得したもの、このケースは、サラリーに関する自由市場取引が選手のより高額な経済的

価値を認め、さらにより大きな利益を生み出すことを示唆しているといえよう。

4. フランチャイズ権の制限

リーグ規約は、チーム間で分配する収益を定め、フランチャイズ権の保有と所在地を規定している⁴⁰⁾。競争法の48条(3)項は、同条項につき“当該リーグにおけるフランチャイズ権の付与と運営”に適用されるとしているが、同法48条(1)項は、フランチャイズ権の協定に関する犯罪を規定していない⁴¹⁾。同条項は、多分、フランチャイズ権の制限が、45条の“不当な”制限の基準よりはむしろ“合理性”テストに依存していることを意味しているのであろう。従って、48条は、リーグのメンバーが彼ら自身の商業的利益を追求することを認めており、プロのフランチャイズ権のより広範な付与についてはほとんど意味を有していないのみならず、フランチャイズ権の協定は、明らかに45条に規定されている犯罪の対象外となっているのである。

1983年5月に、NHL理事会は、商業的利益のためにSt.Louis BluesをSaskatoonに売却することを認めなかった⁴²⁾。この拒絶に対して、St.Louisのチームオーナーから反トラスト法違反訴訟が提起され、独占を犯罪としていた企業結合調査法の33条違反の嫌疑⁴³⁾、カナダでの調査が行われた。同調査は、連邦消費者企業省の競争政策局によって実施され、制限的取引慣行委員会の1人の構成員の面前での非公開聴聞が行われた⁴⁴⁾。リーグ側は、聴聞を中止させ⁴⁵⁾、NHLのフランチャイズ権の所在地と保有の変更に関する書類を提出させるという調査委員会並びに同長官からの指示に抵抗するために、連邦裁判所に対して種々の申立を行ったが、不調に終わった⁴⁶⁾。またリーグは、個々のチームの財務諸表を提出することを求められた⁴⁷⁾。同調査は、調査局長官がリーグの不正行為の証拠を見出しきれども公表したことを行った。1985年の12月まで非公式に継続された⁴⁸⁾。同論争の間、NHLは、St.Louisのファンによって与えられている支援の見返りとして、フランチャイズ権をSt.Louisに引き留めておく責任があることを主張した。NHLの会長であったJohn Zieglerは、リーグは歴史

的にもフランチャイズ権の移転に反対していたことを強く主張し、カナダのチームが合衆国に移転することを阻むことが適切である旨指摘していた⁴⁹⁾。1995年に、Quebec Nordiquesへの州政府による財政的支援を引き出す努力がなされたが、この場合には、リーグはDenverの新しいオーナーにフランチャイズ権を売却することを容認した⁵⁰⁾。

B. 取引制限の法理⁵¹⁾

コモン・ロー上の取引制限の法理は、職業もしくは商業機会を求めて、個人の知識や技能を自由に売却する権利を保障するものである。職業もしくは競技に参加する自由に関する不当な制限は、違法かつ法的強制力のない場合がある。その制限が、両当事者間と公益上並びに合法的な所有権もしくは商業的利益の保障において合理的である場合に限り、それは正当化される。この公共政策法理は、法的救済策を補完するものであり、競技会が経済的報酬に関する直接的なチャンスとなるアマチュアスポーツでの契約・規制にも及ぼされる。

・・・金銭上の利益のために、競技参加者のスポーツ能力を利用することを許しており、競技会に参加する直接的な結果としてその利益を得ることを許しているスポーツにおいて、競技会への出場停止は、私見によれば、取引制限に該当する⁵²⁾。

取引制限は、選手契約の条件⁵³⁾もしくは合意⁵⁴⁾あるいはリーグもしくは協会を構成しているチームによって維持されている“契約外の”(“extra-contractual”)規制⁵⁵⁾によって、運用することができる。就労の機会が、雇用者団体によって不当に侵害されている場合には、そのシステムが効力のないもしくはその実施を阻止する差止命令を⁵⁶⁾、原告は獲得できる。だが、個人を侵害する目的でカルテルがなされたことを立証できない限り、損害賠償を請求することはできない⁵⁷⁾。Eastham v. Newcastle United Football Club 判決で⁵⁸⁾、プレーヤーは元のチームとサッカーリーグ並びにサッカー協会に対する“保有と譲渡”

(“retain and transfer”)システムが取引制限に該当するという確認判決を獲得した。(人身売買を含む中世の遺物である)同システムの下では、プレーヤーは、合理的なサラリーでの1年契約のオファーによって、当該チームに無期限に保有されることになる。譲渡に関しては、プレーヤーの同意が必要であるが、当該チームに登録されているプレーヤーは、そのチームが譲渡価格に同意した時にのみ、他のチームに移籍することができる。契約と移籍システムは、リーグの経営委員会による評価に依存している。Easthamは、再度 Newcastleとサインすることを拒否し、訴訟の提起後（当初の申請後1年を経て）譲渡された。Wilberforce裁判官は、富裕なチームが優れたプレーヤーを獲得することを阻止することにリーグの関心があることを認めたものの、同システムは、これを達成するために必要な範囲を超えていたとした。移籍もしくは契約をしていないプレーヤーによるチーム選択を制限しているその他の“雇用者システム”(“employers’ systems”)も、同様に取引制限に該当することになろう⁵⁹。これには、ラグビー協会の保有と譲渡システム⁶⁰、国外でプレーするための認可を拒否すること⁶¹、プレーヤーをひとつのチームに拘束する在留期間規約(residence rule)⁶²、元のチームが他の都市に移転した後に、特定のプレーヤーに興味を示したチームに譲渡することを拒否すること⁶³等が含まれる。Adamson v. New South Wales Rugby League Ltd. 判決では⁶⁴、契約期間が終了していたプレーヤーの“国内ドラフト”(“internal draft”)が、リーグ財政やその他の利益を保障するためにほとんど役に立たないプレーヤーの就労選択に関する不当な制限に該当するとされた。

Greig v. Insole事件では⁶⁵、伝統的な国際クリケット協会が、イギリスの冬季オフシーズンの間にオーストラリアでの競技会を企画した新たな営利的リーグに参加したプレーヤーを、出場停止とした⁶⁶。国内クリケット競技会連盟も、当該競技会から収入を得ることを阻止する出場停止を提唱した。プレーヤーが新たな運営に加わることにサインする点につき、選手と協会との間での労働協約は存在しなかった。それ故プレーヤーは、いかなる法的義務にも違反してお

らず、プレーヤーが個別の興行に加わることを回避すべき道義的義務もなかった。Slade 裁判官は、協会が国際試合に関する財政を守ることに正当な利益を有しているとはしたものの、出場を禁止することは、合理的でも正当でもないとした。プレーヤーと興行主は、出場を禁止する規約が違法であり、取引制限にあたるという確認判決を得た。更に、興行主は、当該出場禁止措置がプレーヤーに彼との労働契約違反をもたらしたことを理由とする、不法行為に基づく損害賠償訴訟権を有するとされた⁶⁷⁾。

C. アメリカの反トラスト法—NFL(the National Football League)の事例

1. 概説

北アメリカリーグにおける制限的システムに対する異議申立は、通常、合衆国の反トラスト法によって規制されてきた。それは、製品市場における独占と労働市場における需要独占を対象とするものであった。反トラスト法は、個々の州によっても制定されていたにもかかわらず、当該訴訟は、連邦法に依っていた。州際取引・通商を制限する契約又はカルテルは、1890年のシャーマン法(Sherman Antitrust Act)⁶⁸⁾の1条によれば違法であり、そのような取引・通商の独占は、同法2条によって禁止されている。同法1条は、少なくとも両当事者による共同訴訟を要件としている。同法2条は、どちらかと言えば独占権の濫用という市場環境に関係するものである。1914年のクレイトン法(Clayton Act)⁶⁹⁾は、例えば価格差別や排他的取引契約のような様々な制限的協定を禁止している。また同法は、“反トラスト法において禁止されていること”によって侵害された者の損害賠償も規定している⁷⁰⁾。

一見したところ、シャーマン法の1条は、“取引制限に該当する全ての契約”を違法としており、広範にわたってそれらを禁止しているようではあるが、法的解釈は、競争を“不当に”制限するカルテルの範囲を限定的に解している。

合理の原則によれば、当該制限は、その目的又は事実上、重大な反競争的なものであるか否かを決定して判断されなければならない。この判

断に際して、裁判所は、“市場固有の事実、当該制限の歴史、並びにそれが制定された理由”を分析する必要があろう。結局のところ、当該制限が競争を促進することに役立つ合法的な事業目的と認められるならば、異議を申し立てられた慣行の“反競争的不正”(“anticompetitive evils”)は、その“競争促進的効果”(“procompetitive virtues”)とのバランスにおいて、前者が後者を上回っているか否かを慎重に究明しなければならないのである。もし当該制限が実質的に競争を阻止している“正味の効果”(“net effect”)を有していたならば、それは不当となる⁷¹⁾。

もっとも、例えば価格協定や交渉拒否などの幾つかの商慣行は、合理的なものとして正当化することはできないであろう。それらは、本質的に有害なものとして、シャーマン法それ自体に対する違法行為と看做されているのである。

連邦の反トラスト法は、プロ野球が判決によって特に認められた適用除外を除いて⁷²⁾、合衆国のプロスポーツと大学対抗競技会に適用される⁷³⁾。制定法による限定的な適用除外は、リーグによるテレビ放映権の共同販売に関するプロティーム間の協定⁷⁴⁾と、運営チーム数を増やすために役立つプロフットボールリーグ間の合併協定⁷⁵⁾に適用される。労働組合活動と団体交渉も若干の保護を受けている⁷⁶⁾。このような特定の適用除外は別として、リーグによる行為は、シャーマン法の下では、“1条制限”(“section 1 restraints”)又は“2条独占”(“section 2 monopolization”)として審理することができる。判例法は、現在、“単一の法主体”(“single entity”)⁷⁷⁾としてのリーグの特性を却下して、1条に規定されている共同カルテル行為のできる独立した別個の団体としている⁷⁸⁾。リーグ協定の審理基準は、通常、当然違法の原則よりもむしろ合理の原則にある。

反トラスト法訴訟は、契約条項に対する異議申立・選手割当制・排他的行為を含むプレーヤーの労働市場にかかるものである。少なくともそれは、フランチャイズ権の運用とゲームの制作・開催に関連する生産市場にかかるものである。異議申立は、プレーヤー・フランチャイズ権の保有者・申請者又は当該

事業運営において損害を受けたことを主張するライバルリーグによって、提起することができる。例えば、1986年に、合衆国のフットボールリーグ(“USFL”)は、NFLが3大ネットワークとの契約によって基幹的テレビ放映権を独占したと申し立てた16億9000万ドルの訴訟で、敗訴した。陪審は、NFLがプロフットボール市場において一般的な独占状態にあることを認めたものの、USFLは、そのことで1ドルの損害を被ったにすぎないと裁定した⁷⁹⁾。

競争法とは異なり⁸⁰⁾、シャーマン法は、スポーツに関する禁止の特例を有していない。そのため、リーグ協定は、競争の促進と過剰な市場支配の一般的な反トラスト法理論によって評価されなければならない。裁判所は、リーグによる協定システムの必要性を考慮してはいるが、多くの伝統的な規制は、適切な市場において要求されている経済的效果を有していないと理解されているため、リーグは、取引制限又は独占の申立に対して、芳しくない結果となっている。フランチャイズ権又は放映権の付与に関する不必要的制限は、制作活動と消費者による選択を妨げており、反トラスト法による消費者の利益の目的に反していると言えよう。もっとも、消費者の利益は、より大きな労働市場よりも高額なサラリーに対して、より問題のある論拠であるかもしれない⁸¹⁾。ここでの直接的な受益者は、プレーヤーであり、消費者にとっての効果は、より高額な価格⁸²⁾、報酬目当てのプレーとの識別ができないこと、より多くのテレビ廣告やその他の商業化、大都市市場へのフランチャイズ権の集中であろう⁸³⁾。だが、裁判所はプレーヤーの就業の利益のために便宜を図り、反トラスト法が、安価で不当に強制された労働の供給を維持するために役立つ法理であることを認めなかった。もっとも、プレーヤー拘束が労使間交渉の結果であり、労働法の方針と一致している場合には、それは是認される。

2. プレーヤーの拘束

反トラスト法訴訟は、野球以外のスポーツにおける選手の雇用条件を自由化する役割を果たした。Radovich v. Nat. Football League 判決で⁸⁴⁾、合衆国最高裁は、反トラスト法の適用除外を、“編成された野球業界”に特別に限定したた

め、ライバルリーグでのプレーに関してブラックリストに載せられたプレーヤーは、シャーマン法に基づいた訴訟を起こすことができた。NHLがその保留条項を実施することを求めていた時、NHLと世界アイスホッケー協会("WHA")との間の訴訟などのプレーヤーの拘束と資格規定に関する一連の反トラスト法に基づいた異議申立は、1970年代に成功を収めた。リーグの保留システムとリーグ協定が独占的なものと認められたにもかかわらず、NHLティームに対する差止命令は認められなかった⁸⁵⁾。

最も重要な訴訟は、戦略的にプレーヤーを取り込んでいる異なる形態によるNHLの拘束にかかるものである。伝統的なフットボール契約には、無期限の保留条項よりはむしろ1年毎のオプション条項が含まれている。プレーヤーが新たな契約にサインしなかった場合、チームは選択権行使して、1年間現行の契約を延長することができる。“オプション年”(“option year”)の間の契約期間は、サラリーを10%減少することができるなどを除いて、前年と同様となる。プレーヤーが“彼のオプションを実行した”時点で、当該プレーヤーは、自由契約選手として自由に他のチームと交渉することができる。だが、(両チーム間の協定が存在しない場合)リーグコミッショナーが、契約したチームに対して当該プレーヤーの元のチームに賠償金を支払うよう命ずることができる“ローゼル・ルール”(“Rozelle Rule”)によって、移籍の可能性は大幅に縮小されている。裁定は、金銭、将来的ドラフト指名又は現存のプレーヤーとの強制的なトレードという形をとる。賠償金は、曖昧で高額となる可能性があるため、チームに自由契約選手とサインすることを思いとどまらせ、結局プレーヤーは、元のチームに残留することとなる。

リーグは、チームの均衡性を維持するために必要なものとして、またプレーヤーを補強・養成するための当然の補償として、フリーエージェント補償金を正当化しているが、“ローゼル・ルール”は、反トラスト法の実質的な審査に耐えられなかった。Kapp v. Nat. Football League事件では⁸⁶⁾、プレーヤーが標準的選手契約にサインすることを拒んだためNFLのチームを解雇された場

合には、違法な交渉拒否の被害者に該当する旨主張された。Kapp は、契約要求事項・選択権・フリーエージェント補償金ルール・不正取引の禁止に対して、被告チームによるこれらのカルテルの制定が、それ自体で反トラスト法違反となる取引の拒絶に該当するという異議を申し立てた。裁判所は、表面的にはこの主張を事実上支持したものの、通常のプレーヤーの拘束は、合理性テストに依ることを示唆した。(Kapp の事実上の損害に関するその後の陪審判断においては、プレーヤーは損害賠償を得ることはできなかった)⁸⁷⁾。“ローゼル・ルール”の効果に関する可能な限りの検討は、補償制度が違法な取引制限に該当することを主張した NFL の元プレーヤーと現プレーヤーによる訴訟である Mackey v. Nat. Football League 事件で⁸⁸⁾行われた。長期にわたる審理の後、連邦地方裁判所は、当該ルールの効果が自由契約選手の自由市場における交渉に限定されたとした。そのため、当該ルールは集団的交渉拒否と生涯の保留と同様の取引拒否となるため、それ自体不適切となった。控訴審において、裁判所は拘束が違法となるとしたものの、適切なテストは合理性に依るとした。控訴裁判所は、NFL の利益が競争的均衡性を守ることにあることを認め、何人かのプレーヤーを拘束することは合理的となりうることを示唆した。だが、“ローゼル・ルール”は、不公正かつ煩わしいものであり、反トラスト法の異議申立てに持ちこたえることはできなかった。このルールは、能力の有無にかかわらず全てのプレーヤーに適用され、そのサービスを売却するプレーヤーの能力に関する無期限の制限として運用され、適切な手続上の保護条項に欠けていた。このルールによって影響を受けたプレーヤーは、和解金を受取り⁸⁹⁾、フリーエージェント補償の改正は、団体交渉の対象となった。

NFL によるアマチュア選手のドラフト会議は、Smith v. Pro Football Inc. 事件で検討された⁹⁰⁾。この年 1 回のドラフトでは、リーグ順位の逆の順番で、チームにカレッジ・プレーヤーの選択権が与えられる。前シーズン最下位であったチームが、各ラウンドの 1 巡目で指名するものである。1977 年の団体交渉で変更されるまで、当該ドラフトは 17 ラウンド行われ、チームに独占的か

つ無期限の交渉権が与えられていた。

たとえドラフト会議が、第一にベストプレーヤーを分散させる必要性によって正当化されるとしても、それは一面では、代替可能な商品である平均的プレーヤーを含んでいる全ての高校卒業生に適用されるものである。それは、カレッジプレーヤーに1つだけのチームと交渉することを認めることになる。もしもあるプレーヤーが当該チームと契約できなかつたら、そのプレーヤーは全くプレーすることができなくなってしまう⁹¹⁾。

Smith は、1968 年に Washington Redskins に入団した。彼は有望な選手であったが、入団したシーズンの途中で頸部に損傷を受け、その競技生活を終えた。Smith は、彼の貢献度にみあった自由競争から得ることのできる補償金レベルが、ドラフトによって認められなかつた旨を主張した。公判で、裁判所は、競争を阻害する機能のみを有している取引制限における集団的交渉拒否としてそれ自体で違法なドラフト制度を擁護した。裁判所は、ドラフト制度を合理の原則に従つて考察し、それを不必要に制限的で、チーム間の均衡性にとって利益とはならないともした。控訴審での多数意見は、スポーツリーグの共同的特質からドラフト制度をそれ自体で違法な集団的交渉拒否と看做すことが適切ではないとした。Smith は、リーグと競争関係にはなく、市場から排除されてもいなかつた。だが、多数意見は、合理の原則を適用して、ドラフト制度はその目的と効果の点において反競争的であることを認めた。裁判所は、申立てられた競争促進的効果はリーグにおける競技結果に関連しているのに対して、反競争的効果はプレーヤーのサービス市場に関連していることを指摘した。当該効果が比較できない以上、それは合理の法則によって調和させることはできないのである⁹²⁾。従つて、ドラフト制度にはその制限的効果と比較検討するための競争促進的効力は存在しない。1968 年当時、ドラフト制度はシャーマン

法の 1 条に違反している不当な取引制限に該当した。そのため、Smith は 3 倍賠償の権利を与えられたのである。

Kapp, Mackey, Smith 判決で理論武装した NFL 選手協会("NFLPA")は、より制限的でないプレーヤー市場についても交渉した。逆説的ではあるが、1977 年と 1982 年の 5 年労働協約は、ほとんどその伝統的制限を変更しなかった。オプション条項は、新人プレーヤーの 1 年契約において要求され、ベテラン選手の契約にも含められた。“オプション年” (“option year”)のサラリーは、前年のサラリーの 110% でなければならなかった。フリーエージェント補償制度は、提示されたサラリーに応じて変わる高額に評価されたドラフト選択の形態で維持された。元のチームは、優先的選択権を持ち、一般に認められた入札の順番と適合する自由契約選手を保有することができた。アマチュアドラフト会議は、12 ラウンドの選択を維持し、今もなお、入手可能で有望な人材の多くに影響を及ぼしている。ドラフト会議で指名したチームは、1 年間の独占権を保有している。サインしなかった選手は、その後、次のドラフトの対象となり、2 年後には完全な交渉の自由を持つことになる。もし指名された選手が NFL 以外でプレーしたら、当該チームは 4 年間の独占権を保有することとなる。この期間は、1977 年に 2 年間とされたが、1982 年にはより長期となり、その結果、CFL もしくは合衆国のフットボールリーグに、選手が一時的に離脱する (“defecting”)ことを制限している。

2 番目の労働協約の有効期限が満了する 1987 年まで、NFL の “自由契約選手” (“free agents”)は他のチームからほとんどオファーを受けなかった。選手協会は、2 つの改正手段を当てにしたが不成功に終わった。1980 年に、苦情処理仲裁は、労働協約の文言上、オプション年後の制限されていないフリーエージェント宣言は、明らかに認められておらず、チームが優先的選択権行使できる回数を制限しているとした⁹³。1982 年に、NFL 選手協会は、当該プレーヤーの経験から得た技術とパフォーマンスに応じて、リーグ収益からの一定の割合を選手間で分配し、個別の選手契約交渉を廃止することを提案した。57

日間のストライキ後、プレーヤーは5年以上にわたる16億ドルの利益と引き換えに、伝統的な契約システムに妥協した⁹⁴。正当なフリーエージェント宣言を自由化する交渉は、1987年に再開され、同年9月に、NFL選手協会は別のストライキを指示した。これに対してチーム側は、代替選手を雇用するという戦術を用いて、24日後にそのストライキは終わった。レギュラー選手は、新たな労働協約なしに現場に復帰し、フリーエージェント補償制度と優先的選択権システムに対する異議申立手段として、反トラスト法訴訟を再開した。この訴訟並びに他の訴訟は、この時から労働法上の適用除外の範囲と期間に集中した。

3. 労働法上の適用除外

反トラスト法に由来する労働法上の適用除外は、シャーマン法と労働組合との間の明らかな矛盾に対処するものである。反トラスト法の政策は、競争を促進し“結合”(“combination”)を禁止するものであるが、アメリカの労働法政策は⁹⁵、協調的経済行為と労働条件の標準化を含んでいる労働組合と団体交渉を促進するものである。この矛盾は、制定法により認められている反トラスト法の適用除外並びに制定法により認められていない反トラスト法の適用除外によって、調整されてきた。このような適用除外の歴史的目的は、労働組合と被雇用者に利益をもたらす契約条件を保護することにあったが、その保護は、雇用者による幾つかの協調行為にまで及ぼされた。制定法により認められている適用除外は、労働組合がそれ自体の利益のために行為し、非労働組合と結合しないという条件で⁹⁶、労使紛争に関連する協調的組織並びに経済戦術に免責を与えるものである。制定法により認められていない適用除外は、交渉単位外の者に損害を与える意図がなく、当該単位が、労働条件と雇用機会に関する事項内でそのメンバーの利益を保護しようとしているという条件で⁹⁷、免責を労働協約の内容にまで拡大するものである。製品市場における外部的制約に課している協定については免責されないにもかかわらず、合意した条件が主に労働市場での当事者に影響を及ぼす場合にも、適用除外は認められている。制定法に

より認められていない適用除外も、労働協約手続上合法な事業で合理的な場合については、認められている⁹⁸⁾。

スポーツ事例における制定法により認められていない適用除外は、労働協約が結ばれた後に、制限を実施・維持するリーグ側によって要求された。これによつて、ティームは、労使関係手続に向けられた反トラスト法の賠償金を吊り上げようとする選手に対抗したのである。反トラスト法の政策と労働法のそれとを調和させようとするこのような試みには、以下の3つの疑問がある。適用除外は、制限に対する個別の労働組合の同意に依るのか？どのプレーヤーが、交渉に基づく制限によって制約されるのか？当該適用除外は、いつ終了するのか？

労働組合が初期の段階にあり、経営側によって一方的に課された基本的制限を創設することにプレーヤーが関与していないことを、裁判所が認めていた最も初期の判決においては、リーグの免責は否定されていた。例えば、Philadelphia World Hockey Club, Inc. v. Philadelphia Hockey Club, Inc. 判決では⁹⁹⁾、保留条項上問題のない交渉であったという理由で、WHA によってもたらされた保留システムへの異議申立に対抗するための適用除外に、NHL は依存することができなかつた。また、当該制限は、NHL とその選手協会の利益を上回る影響をもたらし、優れた競技能力を有する選手を獲得する権利につき、競合するリーグに損害を与えるものであった。

1970年代の後半における2つのリーディングケースは、労働協約に組み込まれた制限行為に向けられたものであった。Mackey v. Nat. Football League 事件は¹⁰⁰⁾、新たな労働協約の下で起こったものであり、フリーエージェント補償制度に関する“ローゼル・ルール”に対する労働組合による異議申立にかかわるものであった。控訴審は、“ローゼル・ルール”は従前の協約で認められていたものであり、制定法により認められていない適用除外の観点から対処するものであるという前提で、審理した。控訴審は、その適用除外を適用するため以下に3つのテストを定式化した。すなわち、当該制限が主に労働協約の当事者に影響を及ぼすものでなければならぬこと、それが義務的な交渉事項に

かかわるものでなければならぬこと¹⁰¹⁾、それが互いに対等な立場での交渉による誠実な結果でなければならぬこと、である。“ローゼル・ルール”は、部外者にはほとんど影響を与えないが、プレーヤーのサラリーと移籍に影響を及ぼすことを理由として、強制的な交渉事項に該当するとされた。だが、1968年と1970年の労働協約に関することは、誠実な交渉結果には該当しないと裁判所が認めたため、適用除外は否定された。プレーヤーは、特定のトレードやそのシステムに従うこととの引き換えの利益を得ることはなかったため、それについてはほとんど審理されなかつた。従つて、裁判所は、交渉手続と特定の利益の有無を詳細に審理した。NHLのフリーエージェント補償システムに対する異議申立に関する *McCourt v. California Sports, Inc.* 事件では¹⁰²⁾、異なるアプローチが採られた。このケースでは、原告のチーム Detroit Red Wings が、Los Angeles Kings の自由契約選手であった花形キーパーの Rogatien Vachon と契約した。リーグ仲裁人が、この契約に対して Vachon の損害賠償権を認めた時、Dale McCourt は、Los Angeles への強制的トレードの対象者であることに気付いた。McCourt は、補償システムが自由契約選手の契約上の制限を理由とする反トラスト法違反となりうる場合には、移籍を中止させるという連邦地方裁判所の暫定的差止命令を獲得した。Mackey 事件の基準を適用して、裁判所は、補償に関する誠実な交渉がなく、同システムは一方的にプレーヤーに課されているものと認定した。控訴裁判所の多数意見は、この見解に同意せず、労働法上の適用除外を適用し、当該差止命令を無効とした。(チームが別の補償に同意した時、McCourt は、結局 Detroit に残留した。) 保留制度と補償システムは、代替案・ストライキ・訴訟等の他の問題による多くの譲歩手続によって審理されると、控訴裁判所は判断した。オーナー側が冷淡であったため、プレーヤー側は当該システム等を改正することはできなかつたが、誠実な手続 (process of bona fide) と互いに対等な立場での交渉(arm's length bargaining)が、生み出された。

従つて、労働法の政策は、プレーヤーの移籍権並びに自由交渉権上の制限を

守ることに向けられる。労働法上の適用除外は、現在のところ、資格規制¹⁰³⁾、新人ドラフト制度¹⁰⁴⁾、もしくは新人選手のサラリーキャップ制度¹⁰⁵⁾のような交渉単位以外の選手交渉に基づく制限にまで広げられている。だが、労働協約交渉は、反トラスト法上の救済を永久に失わせることはできない。適用除外の失効時点問題は¹⁰⁶⁾、1987年のストライキ後、NFLPAによって提起された訴訟の中心となっており、NBAにおいても問題とされている。この問題の先例となつたのは、Powell v. Nat. Football League 事件として周知されている一連の事例である。

この適用除外の失効時点に関しては、様々な基準が提案されてきた。労働協約の満了は、“当事者による交渉の可能性を考慮した明確な基準”をもたらすが¹⁰⁷⁾、反トラスト法上の責任によって労使間交渉が阻止されうるため、労働法上の政策は、適用除外に形式的失効の効力を認めている。交渉が継続している間は、当事者は現状を維持する義務を負うが、当該交渉が行き詰った時には、雇用者は一方的に重大な変更を行うことができる。制限を更新することに結局のところ同意した当事者の保護は、以下の場合に限り、当該制限に関する適用除外が有効であるとした判例によってもたらされた。

雇用者が当該制限を変更することなく課し続けており、当該制限とほとんど同じものが、次期の労働協約に組み込まれることが合理的と思われる場合に限られる¹⁰⁸⁾。

より一般的に提案されている基準は、当該問題が行き詰るまで、適用除外は効力を有するというものである。これは、かねてから労働協約に組み込まれていたフリーエージェント補償制度と優先的選択権に対する異議申立に関する Powell v. National Football League 事件¹⁰⁹⁾の地方裁判所によって採られていた見解であった。だが、控訴審においては、制定法により認められていない適用除外は、“継続的団体交渉関係によって打ち建てられた協約を保護する”ことが

認められた¹¹⁰。交渉、経済力を用いた手段又は全国労働関係委員会の終局命令等による解決の可能性が存在する限り、反トラスト法訴訟を提訴することはできない。従って、適用除外は、交渉が行き詰るまで有効となる。

12年間の実りのない交渉後、NFLPA は、目下のところ、協会の採っている公認交渉代議制を中止させるというプレーヤーの多数意見を確立しようとしている。契約が満了した8名のプレーヤーは、NFL によって一方的に課された選手割当制度の“B プラン” (“Plan B”)に対する反トラスト訴訟を、1989 年に開始した。同制度の下では、チームは、補償制度と優先的選択権によって 55 名の支配下選手のうちの 37 名を “保有する” (“protect”) ことができる。その他の選手は拘束されず、2ヶ月間他のチームとの有利な交渉にサインすることができる。McNeil v. Nat. Football League 事件で¹¹¹、地方裁判所は、交渉関係にあることと労働法上の適用除外によって、プレーヤーの多数意見を排除し、NFLPA の集団訴訟適格性の却下を不要とした。その後、McNeil 訴訟は事実審理に移され、1992 年の 9 月に、陪審は、プレーヤーのサービスにおける競争上 “B プラン” が実質的に有害であるとした。陪審は、8 名の原告のうちの 4 名が、総計 54 万ドルの損害を被っており、反トラスト法の下での 3 倍賠償は、160 万ドルに値するとした¹¹²。

B プランによって影響を受けたプレーヤーによる更なる訴訟が 1 億 9500 万ドルで妥結した¹¹³。1993 年に、NFL に平穏が戻り、再構成された NFLPA は、リーグとの 7 年労働協約にサインした。この高度に複雑な文書は、選手契約におけるオプション条項の自動更新を禁じており、5 年経過したベテラン選手の自由なフリーエージェント宣言又はサラリーキャップ制が有効な場合の 4 年経過後のフリーエージェント宣言を認めている¹¹⁴。また、同協約は、反トラスト法に基づいた権利の保留を規定している。同協約の明示条項に労働法上の適用除外が適用されることに、両当事者は合意したもの、それを規定する権利を放棄してはいない。当事者は、失効後 6 ヶ月又は交渉が行き詰るまでに “生じた行為” に対して訴訟を提起することができる¹¹⁵。

NFL の経験から得られた影響は、NBA の 6 年労働協約が満了した 1994 年に起り始めた。Nat. Basketball Assn. v. Williams 事件で¹¹⁶⁾、NBA チームは、大学生のドラフト制度、優先的選択権、サラリーキャップ制を引き続き実施することが反トラスト法違反とはならないという確認判決を得た。両者が 1994-95 シーズンにストライキ等を自制することに合意した後、リーグと選手会は、1995 年の 6 月に新たな労働協約を結んだが¹¹⁷⁾、数人の卓越したプレーヤー（と彼らの代理人）は、交渉手続と合意条項に不満があるとして、完全な承認を先延ばした¹¹⁸⁾。リーグ側は、これに対してロックアウト¹¹⁹⁾と次のシーズンを中止するという威嚇で応酬した。反対派のプレーヤーグループは、反トラスト訴訟を開始する一方で¹²⁰⁾、選手組合を逆認証するための投票を全国労働関係委員会に申し立てた。更なる交渉の結果、労働協約は変更され、1995 年の 9 月に正式な投票によって承認された。結局、プレーヤーの過半数が選手協会を彼らの交渉代表として維持することを投票によって決定した¹²¹⁾。

4. フランチャイズ権の制限¹²²⁾

“長旅はもう終わりだ” (“The Road Trip Is Over”)

(1995 年、オークランドのファンによる標示)

リーグ側は、プレーヤーの労働市場よりも製品市場又は公式グッズの生産に関するフランチャイズ権を規制している。リーグ規約は、新たなメンバーの入会権に関する手続を規定して、チームのオーナー・運営・所在地に制限を課している。また、プロスポーツの開催地への招致は¹²³⁾、通常フランチャイズ権を失った(時として復帰する)都市にもたらされるものであるにもかかわらず、移転に関する正式な制限も存在する。この制限は、チームの相互依存を反映しており、それぞれのメンバーが対戦相手として経済的に発展しうることを保障しようとするものである。フランチャイズ権の制限は、リーグ規約や運営が反競争的である旨を申立てるリーグメンバーや外部関係者による反トラスト訴訟を駆り立ててきた。シャーマン法の 1 条と 2 条が適用可能であり、この申立は、取引制限の共同協定又は独占に関連しうる。

部外者による訴訟は、ライバルリーグ¹²⁴⁾又はフランチャイズ権保有者¹²⁵⁾のチャンスを排除する意図で、新たな所在地に進出することによってリーグが市場を独占している場合に申立てることができる。もしくは当該リーグへの参入を拒否された者によっても、申立てができる¹²⁶⁾。N. Amer. Soccer League v. Nat. Football League 事件では¹²⁷⁾、フランチャイズ権保有者が他のスポーツチームに出資することができないようにしている NFL による株式の持ち合い(cross-ownership)禁止に対して、サッカーリーグが攻撃し、成功裏に終わった。同一リーグ内での株式の持ち合いは、競争の健全性を維持するために一般的には禁止されているが、NFL 規約は、他のリーグとの外部的持ち株を排除していた。裁判所は、チーム間の協調とリーグへの忠誠心の必要性を重視したものの、当該禁止規約は、正当な利益を超えており、NASL による出資者の獲得を妨げているとした。裁判所は、NFL をシャーマン法 1 条に規定されている共同訴訟の対象となる複合的事業体と看做したのである。従って、例えばスタジアム運営¹²⁸⁾のような市場のライバル又はその他の第三者に悪影響を及ぼすリーグ慣行は、取引制限としての法的責任を追及されるのである。

“複合的単位” (“multi-unit”)又は“個別的競争業者” (“separate competitor”) の分析は、リーグメンバーによる訴訟においても行われた。フランチャイズ権の候補地¹²⁹⁾並びに移転¹³⁰⁾の審理を取り扱った従前の判決は、プロリーグを 1 条に規定されている共同訴訟を提起できない一体的当事者による単独的ベンチャービジネスと解していた。だが、Los Angeles Memorial Coliseum Comm. v. Nat. Football League 事件では¹³¹⁾、リーグは個別の競争的事業体で構成されているとされた。すなわち、リーグ収入の多くが分配されてはいるが、それぞれのチームは、その経営方針に従って損益を計上することのできる独立した事業であるとされた。このケースで、Oakland Raiders (と L.A. Coliseum)は、フランチャイズ権が別のチームの地域に移転する前に、チームオーナーによる 4 分の 3 以上の賛成投票を要求している NFL 規約に反対した。このような規約は、チームの地域的独占を強固にし、スタジアムとチーム間の競争 (ブランド

間の競争(intrabrand competition))を制限するものだと主張した。このケースでは、Raiders が広大な Los Angeles 地域に移転することとその地域でのセントルイス・ラムズのライバルとして運営することが阻まれることになる。スポーツ以外では、水平的又は地域的市場の割当は、違法なカルテルに相当するが、リーグは、フランチャイズ権の継続性・安定性を促進し、他の種類の娯楽（ブランド間競争）に対する立場を強固にするために、地域的バランスと分離を必要とする旨を、NFL は主張した。だが、リーグの投票要件は、ティーム間のブランド競争にとって恣意的かつ不必要的制限であるとされた。そのような方法は、その関連性基準が存在しないこと並びに移転を望んでいるティームに対する保護策を講じていないことを理由として、合理の原則に反しているとされた。

反トラスト法上の審判に対抗するためには、ティーム移転の制限は、NFL の“製品”(“product”)と他の種類の娯楽との競争を作り出す本来的な要求を果たすため、より厳格に限定されなければならない。例えば、人口、経済的予測、施設、地域バランス等と同様に重要なこととして NFL によって支持された客観的な要因の明確な認定と考察が、賢明なものであり、・・・ファンの忠誠心と所在地の継続性も考慮することができよう。・・・上述したすべての諸要件を考慮したことの保証するための手続上の仕組みも必要不可欠であり、それには移転をしようとしているティームにとってのチャンスも含まれる。・・・ Raiders の移転に反対する投票は、経営判断よりも [ティームオーナーである Al Davis に対する] 敵対心によって動機付けられることもありうる¹³²⁾。

最初の Raiders の審理は、評決不能陪審となつたが、2 度目の陪審は、NFL 規約を不当な取引制限にあたるとした。NFL は、フランチャイズ権の移転妨害に対抗できなかつた。裁判では、L.A. Coliseum に 486 万ドル、Raiders に 1155 万ドルの損害賠償金を支払うよう認定された。この総額は、その後、クレイト

ン法に基づいて3倍にされた。控訴審では¹³³⁾、Raiders の損害賠償額は、NFL が^g Raiders の Los Angeles への移転を要求し¹³⁴⁾、それによって引き上げられたフランチャイズ権の売却を不可能にしたことを考慮して、再評価するよう命じられた。

Oakland Raiders 判決は、リーグによるチーム移転の絶対的支配を否定し、さらにフランチャイズチームによる“フリーエージェント宣言”(“free agency”)を認めた。Baltimore Colts は、1984年にこれを巧みに利用して Indianapolis に移転したが¹³⁵⁾、それは従来本拠地としていたワシントン地域での競争を損なうものであった。NHL は、St. Louis Blues のオーナー(Ralston Purina)が Saskatoon の利益となるフランチャイズ権の売却を企てた1983年に、問題に直面することとなった¹³⁶⁾。NHL のオーナーによる投票は、この売却に反対した¹³⁷⁾。リーグは、その後フランチャイズ権の保有権を獲得し、St. Louis の別の企業グループにそれを売却した。Ralston Purina は、その後 Saskatoon への売却を NHL が阻止したことに関して、反トラスト法訴訟を提起した¹³⁸⁾。このケースは、審判の10日後の1985年に解決した¹³⁹⁾。もっとも、Oakland Raiders 判決は、リーグによる移転の制限がリーグ内での競争とより広範な娯楽市場での競争を促進するという条件付きで、チーム移転を制限する認可手続と合理的な規約をリーグが維持することを認めている¹⁴⁰⁾。この基準は、容易には充足されないものであり、新たな地域での競争状態を作り出すというリーグによる決定は、それが従来の競争状態を排除することを理由として、異議を申し立てられる可能性がある。だが、リーグ側は、フランチャイズ権とリーグを強固なものとができる明白な効果が認められる所に移転するというオーナーの決定を承認しなければならないのである。以上のような反トラスト法の分析によれば、従来の都市への忠誠心や公共投資の保護よりも、競争的効果と企業利益に優先権が与えられているといえよう。

D. 労働法

本節では、合衆国とカナダの労使関係に関する大まかな法的枠組みに言及す

る。その際には、反トラスト訴訟、労働協約、労働者の救済策とともに、プレーヤーの労働条件を修正するための主要な処理手続にも触れることとする。各々のリーグは、雇用関係と経済的摩擦に関する独自の歴史を有しているものの¹⁴¹⁾、一般的な“スポーツに関する労働法”(“labour law of sports”)は、伝統的な産業労働者の救済策がプロスポーツの有している独自の事情に適用されることによって、確立されてきている。労使関係の処理手続は、両当事者が苦情処理機関を設立し、多様な形態の事案を仲裁に委ねることに合意することによる民間の裁判外紛争解決制度を探りいれてきた¹⁴²⁾。労働協約又は選手契約の解釈に関する紛争の最終的決定は、通常、仲裁人に委ねられている。

1. 概論

現代的な選手協会は、1950年代に結成され始めたが、実質的な労働協約が取り決められたのは、1960年代と1970年代の後半になってからであった。このような遅々とした発展は、“スポーツ労働組合”(“sports unions”)とその他の労働組織における困難性の文化的矛盾を反映している¹⁴³⁾。プレーヤーは、それぞれのチームへの忠誠心を保持しているチーム間で細分化されたエリート集団を組織していた。プレーヤーは若い間に、プロとしてのつかの間の成功を収めるにすぎなかった。プレーヤーは、無条件で（即座に）放出されるか、さもなくば流動的な自由契約選手の身分になり、マイナーリーグに送られた時に、離職率が高くなる。このような不安定かつ利己的身分は、当然、団結もしくは団体交渉権への持続的な献身を強化するものではない。

また選手協会は、スター選手、名声を確立した選手から代替可能な選手までの多岐にわたる全ての選手の代表を務めなければならないという困難に直面することとなる。さらに選手協会は、現役選手と引退選手の将来にわたる利益¹⁴⁴⁾を、平等に代表する義務を負っている¹⁴⁵⁾。資金は、交渉単位のメンバーの組合費の取立によって得られるが¹⁴⁶⁾、これはともすると支援活動にとって不十分なものであり、とりわけ訴訟費用を要する場合に顕著となる。もっとも、近時、選手協会はライセンス料からの相当な収入を得ることができるようになり、自

主性を高めてきている¹⁴⁷⁾。1992年のNHLでの折衝とストライキの間、NHL選手協会は、プレーヤーを基準としたグループプログラムを労働協約上認めることを積極的に要求し、チームから放出された選手が写真やアイスホッケーカードのライセンス料からの収入を取得することも要求した¹⁴⁸⁾。

この交渉過程で、多くの稀な特性が明らかになった。選手協会は、プレーヤーのためにリーグを通じて、全チームの代表者と交渉している。(代理人は、特定のチームと個々のプレーヤーのサラリー交渉を行っている。) 経営者側による交渉は、通常、チームの代表者で構成されている理事会において行われるが、これは、当該審議からリーグとコミッショナーを除外することになります¹⁴⁹⁾。これらは、使用者のために、全チームの一般的条項を設定するというシステムの一例である。通常の産業労働者の協定とは異なるプレーヤーのサラリーに関する労働協約は、交渉の対象ではなく、職種による報酬を標準化するものでもない。プレーヤーは、そのサラリーを個々に交渉しており、プレーヤーの技能、経験、スター的身分に応じた差異が維持されている。選手協会は、最低保障賃金のみを決定しており、プレーヤーの割当、自由契約選手、標準的選手契約、“諸手当” (“fringe benefits”)、懲戒、紛争手続などに関連することを取り扱っている。労働協約は、選手協会による代理人の資格付与、標準的契約交渉を規制する権限を認めている。

2. 労働関係法(The National Labor Relations Act)

“スポーツに関する労働法” (“labour law of sports”)は、主に合衆国の労働関係法 (“NLRA”)¹⁵⁰⁾において認められている権利と手続の所産である。この連邦法に基づいて、州際通商に影響を及ぼすアメリカに本拠地を置くリーグに対して裁判権を持つ労働関係委員会 (“NLRB”) が設立された¹⁵¹⁾。同委員会とそこに規定されている代理人は、労働組合に加入している被雇用者による選挙の実施、同法 9 条(b)に規定されている適切な交渉単位の決定、並びに不当な労働慣行に関する意見聴取を行う。サラリー調停と失効した労働協約の反談合条項を一方的に排除したとされた MLB のチームに対する告訴が提起された 1995

年に、同委員会は、際立った態様を採った¹⁵²⁾。NLRA10条(j)に基づいた連邦裁判所の暫定的差止命令を獲得した際¹⁵³⁾、同委員会は、旧労働協約の条項に基づいてプレーを再開することにプレーヤーが合意した後、8ヶ月のストライキ期間を短縮させた。

NLRAの7条は、選出された代表者による集団的交渉とストライキのような“協調的活動”(“concerted activities”)によって、被雇用者の利益を図るための労働団体を結成する権利を認めている¹⁵⁴⁾。8条(a)では、このような権利を妨げることもしくは組合活動又は組合員であることに基づいて、被雇用者に不公平な取り扱いをすることが、不当労働行為にあたるとされている。また7条と8条(b)では、組合活動に参加することを望まない被雇用者が保護されている。雇用者は、被雇用者の代表者と協議しなければならず、両者は、法律に規定されている交渉対象である“賃金、労働時間、その他の労働条件に関して誠実に協議”しなければならない(8条(d)を参照)。立法府の一般的な政策は、労使間交渉を促進し、その権利を保護しようと努めている。例えば、組合活動を理由として、解雇すること¹⁵⁵⁾、トレードに出すこと、又はその他の方法でプレーを強要することは、不当労働行為にあたる。同様に、チームは、労働交渉を妨げるために計画された行為に関与してはならない¹⁵⁶⁾。

プレーヤーによる適切な交渉単位は、通常、合理的な再雇用のあてもなく自由契約となったプレーヤーを除いた、リーグ期間中のプレーヤーによって維持される¹⁵⁷⁾。独立していると看做される“特別な技能”(“special craft”)を持つプレーヤー(例えば、アイスホッケーのゴールキーパー)又はスーパースターによる単独交渉は、彼らの働きがチームメイトの活動と一体化しているため、認められることはあり得ない。経営的側面からは、(組合によって合意されなければならない)複数の雇用者単位(multi-employer unit)にリーグ又はコミッショナーを含ませるべきか否かにつき、紛争が生じた¹⁵⁸⁾。North American Soccer League事件では¹⁵⁹⁾、共同雇用者による適切な交渉単位は、リーグとチームであるとされた。NLRBは、リーグとコミッショナーが選手の労働条件並びに

契約に対し相当な支配力を行使しているとした。同委員会は、合衆国に本拠地を置くチームの場合に選手による代表選挙を指示した。NLRBは、その管轄権がカナダに本拠地を置く雇用者には及ばないとしているため、カナダ在住のプレーヤーは、交渉単位から除外される。

NLRAの8条(d)によれば、法に規定された問題は、誠実な交渉対象とされなければならないが、両当事者は、提案に合意又は譲歩する義務を負うものではない。その他の“任意的”(“permissive”)(違法でない)問題も、提起することができるが、“契約条件”(“terms and conditions”)に関する交渉は、必要な情報を開示する義務があり¹⁶⁰⁾、行き詰るまで協議中の事項を一方的に変更してはならない。交渉の範囲と対象については、論議がある。プレーヤーは、彼らの属するリーグの成果に関して、広範な見地からの将来的な利益を主張することができる。これに対して、経営者側は、伝統的に競技ルールやマーケティングプログラム、フランチャイズ権とその所在地のようなリーグ組織について決定する権限を主張してきた。だが、その変更が雇用機会（例えば、登録選手数）又は雇用条件（例えば、競技時間やスケジュール）に直接的に影響を及ぼす場合には、団体交渉によってより妥当な解決が図られるべきである。NFLPAによって提起された紛争においては、賠償金に影響を及ぼす又は損害を増加させる経営者側による行為が、法に規定された交渉の対象とされてきた。それ故、罰金を科す権限¹⁶¹⁾と人工芝の使用¹⁶²⁾は、共同交渉を必要とする対象とされた。また、判例法上は、ドラフト制度¹⁶³⁾、フリーエージェント補償金¹⁶⁴⁾、第一先買権¹⁶⁵⁾のような手段による選手移籍の制限も、法に規定された交渉の対象（かつ労働法の適用除外による保護対象）とされている¹⁶⁶⁾。

労働法の特殊な問題点は、労働協約で定められている個別の役務契約の共存に起因するものである¹⁶⁷⁾。労働組合が認めた時点で、それは、NLRAの9条(a)によって全組合員のための排他的交渉代理となる。公平な代表を任命する義務を負っている以上¹⁶⁸⁾、交渉に基づく利益は、特定の被雇用者グループを不当に差別待遇するものであってはならない。経営者側は、被雇用者の選んだ代理人

と交渉しなければならず、雇用者との個別の直接取引は禁じられる。なぜなら、そのような行為は、労働組合の集団的活動を妨害し、その権限を阻止することになるからである。個別の役務契約交渉を、団体交渉を促進するという一般的な制定法に従った政策を妨げるための手段として用いることはできない¹⁶⁹⁾。もっとも、労働協約上は、協約外ではあるが協約上の利益を損なわない契約条項につき、個人が交渉することが認められている。だが、労働組合は、特定の契約事項を被雇用者による個別の直接的交渉事項とすることに同意することはできない。労働協約の許容可能な変更は、契約上の特別条項が含まれていたという広く行き渡った慣行のあったMLBに関する裁判で検討されてきた¹⁷⁰⁾。MLBの基本協約の2条は、“プレーヤーに対する実際的又は潜在的な付加的利益を与えるという個別的統一選手契約に含められている特約”を認めていた。この規定は、他のチームの利害に影響を及ぼす手段（例えば、再ドラフト制度とその割当数¹⁷¹⁾、フリーエージェント補償金¹⁷²⁾）が遵守されるという条件下で、フリーエージェント権の付与を促進する交渉を許すものであると解釈されてきた。同様に、対価と引き換えでプレーヤーによって受け入れられているチームによるマイナーリーグに移籍させる権利(special option right)は、フリーエージェントによる移籍を遅らせるという効力を生じさせることができる¹⁷³⁾。それ故、野球においては、一般的な協定が変更される可能性がある。だが、仲裁人は、一括的に合意された条件と利益を組織的に覆すために、チームが契約条項を利用することはできないとした。

3. カナダの労働法¹⁷⁴⁾

メジャーリーグによる国境を越えた運営が、どのようにして現地法をカナダに本拠地を置くチームに適用しうるかという未開拓の問題を提起した。合衆国とカナダは、労使関係に関し類似のモデルを共有しているが¹⁷⁵⁾、カナダでは、憲法上認められている第一義的な労働法の管轄権は州に属しており¹⁷⁶⁾、連邦法は、公的分野又は連邦政府によって規制されている産業における特定の被雇用者にのみ適用される。連邦レベルでの移住は、就労資格を発行することが“雇

用場所又はその予定地で進行中の労使紛争の解決に影響を及ぼす”外国人労働者の入国を禁じている入管法に依っている¹⁷⁷⁾。もっとも、Montreal Expos は、MLB の 1995 年シーズンに代替選手を使用した時、この規定を免除された¹⁷⁸⁾。

オンタリオ州の労働関係法(“OLRA”)¹⁷⁹⁾は、団体交渉と紛争の解決を促進しようと努めており、OLRA の 48 条は、解釈上又は労働協約の妥当性に関する紛争を仲裁によって解決することを求めている。同法の 17 条によれば、認定された労働組合と誠実に交渉することが、雇用者の義務とされている。従って、1957 年に NHL のプレーヤーによって結成されようとした組合は、Toronto Maple Leafs の選手代表として、オンタリオ労働関係委員会(“OLRB”)²⁰⁾に認証証明書を出した¹⁸⁰⁾。より一般的には、CFLPA のような選手協会は、リーグ又はメンバーチームによって任意に認められ、そうした前提の上で交渉が進められている。

州の労働法は、時として、特定のチームに利用できる経済戦術を変更することがある。例えば、1995 年に Ontario¹⁸¹⁾と Alberta¹⁸²⁾の NHL チームは、現行協定を維持する義務を負っているため、コミッショナーによる挑発的なトレーニングキャンプ費の引き下げを直ちに実施することができなかった¹⁸³⁾。同様に、OLRA の 73.1 条は、かつては被雇用者の 60% の投票で承認されたロックアウト又はストライキ中に代替選手を使用することを¹⁸⁴⁾禁じていた。Toronto Blue Jays は、1995 年に Dunedin と Florida で公式戦のホームゲームを行うことを計画した。だが、細分化された州の司法管轄権によって、広範なリーグ紛争を解決することはできなかった。例えば、合衆国における合法な活動停止は、オンタリオ州では違法となりうる。なぜなら、OLRA の 79 条に規定されている調停手続に従っていないためである。もっとも、OLRB は、合衆国に本拠地を置くチームのゲーム又はシーズン前のトレーニングキャンプに関する救済手段を与えることができない。当該チームがオンタリオで活動していることを要求しても、対戦相手はアメリカに本拠地を置いているためである¹⁸⁵⁾。

公式戦は、対戦チームにとっても同じニーズを有するとは限らない。1995

年のMLB選手によるストライキが終わった時に、関心は、審判員による4ヶ月のロックアウトに向けられた。審判員協会は、スカイドームで開催されるゲームで公認された交代要員を使用することを阻止するため、オンタリオ州の法律を援用した。Assn. of Major League Umpires v. American League事件で¹⁸⁶⁾、OLRBは、審判はBlue Jaysの被雇用者ではあるが、審判員協会とアメリカンリーグ並びにナショナルリーグとの職務上の関係は、州の司法管轄権にあると主張した審判員による奇妙な申立を否定した。そのため、当該ロックアウトは、OLRAによって要求されている調停手続を欠く違法なものとされた。審判への交代要員の関与は、同様に違法であり、リーグとBlue Jaysは“平常通りの業務”(“conduct business as usual”)を求められた。両当事者は、その後直ちに新たな5年協約で妥協したが、OLRBの裁決は、MLBの全般にわたる解決を加速する多くの要因のうちの1つにすぎないのである¹⁸⁷⁾。

注

第4章

- 1) 第3章 B,4,5 を参照。
- 2) 第4章 D; 第5章から9章(特定のリーグとプレーヤー契約)を参照。
- 3) R.S.C. 1970, c. C-23.
- 4) R.S.C. 1985, c. C-34. 第4章 A を参照。
- 5) 第4章 B を参照。
- 6) 第4章 C を参照。
- 7) Competition Act, R.S.C. 1985, c. C-34, 正式名称。
- 8) 前掲法, s. 36(損害を被った者による賠償のための私訴); R.D. Belanger & Associates Ltd. v. Stadium Corp. of Ontario Ltd.(1991), 5 O.R.(3d) 778(C.A.)(特別観覧席のライセンス契約; 食べ物と飲み物のコスト)。
- 9) 前掲法 ss. 75-107.
- 10) 前掲法 ss. 78-79. 特に78条(e)を参照。“ライバル企業にとって必要であるが不十分な施設もしくは要員の優先買取権”。Int. Boxing Club of N.Y. v. U.S., 358 U.S. 242(1959)(ボクシング競技場の独占的な支配)と比較せよ。; Hecht v. Pro Football, Inc., 570 F. 2d 982(1977)(スタジアムの賃貸借における制限的特約; ライバルリーグのフランチャイズ権保有者にスタジアムを利用させない); Fishman v. Wirtz Estate, 807 F.2d 520(1986)(シカゴブルスの買収を妨げる競技場の賃貸借契約の拒絶に関する反トラスト法違反)。
- 11) 前掲法 ss. 45, 1, 79(7)(支配的地位もしくは合併命令の濫用に対する代替手段として45条(1)に規定されている諸手続)。
- 12) 前掲法 s. 4. R.J. Roberts, *Roberts on Competition/Antitrust: Canada and the United States*, 2d ed.(Toronto: Butterworths, 1992), pp.397-408; 第4章 C,3(反トラスト法からの労働者の適用除外)を参照。
- 13) R. v. Nova Scotia Pharmaceutical Society, [1992] 2 S.C.R. 606(45条(1)(c)は、“協定における経済的メリットとデメリットの本格的な検討を認め

てはいない” 前掲判例 at 650 per Gonthier J.).

- 14) Economic Council of Canada, Interim Report on Competition Policy(Ottawa: Infomation Canada, 1969), p.148.
- 15) G. Kaiser, “The Stage I Amendment: An Overview” in R.J. Prichard, et al., eds., Canadian Competition Policy: Essays in Law and Economics(Toronto: Butterworths, 1979), p.25; W.T. Stanbury, Business Interests and the Reform of Canadian Competition Policy, 1971–1975(Toronto: Carswell/Methuen, 1977).
- 16) 第1章C, 2, b(アイスホッケーに関する報告書と調査)を参照。
- 17) Bills: C-256(1971); C-227(1937); C-7(1974); C-2(October 1974).
- 18) J. Barnes, Sports and the Law in Canada, 2d ed.(Toronto: Butterworths, 1988), pp.108–10.
- 19) 第4章A,4を参照。48条の文言は、“フランチャイズ権”と“競争事業者”とを区別しているため、ティームは競争事業者には該当しない可能性がある。もっとも、第4章C,4を参照。
- 20) Senate Committee on Banking, Trade and Commerce, Issue No.61(Nov. 19, 1975), p.18; 第1章C, 2; 第2章C, 5も参照。
- 21) Committee on Finance, Trade and Economic Affairs, Issue No.39(April 22, 1974), pp.31–34. アスリートに対する報酬については、第2章C,2を参照。
- 22) R. M. Sedgewick, “The Combines Investigation Act”, replying to G.D. Finlayson, “Personal Service Contracts” in Special Lectures of the Law Society of Upper Canada: Current Problems in the Law of Contracts(Toronto: Richard De Boo Ltd., 1975), p.385. J.C.H. Jones and D.K. Davis, “Not Even Semitough: Professional Sport and Canadian Antitrust”(1978), 23 The Antitrust Bulletin 713 at 740も参照。
- 23) 第3章B, 5を参照。

- 24) D.I. Shapiro, "The Professional Athlete: Liberty or Peonage?" (1975), 13 Alta. L. Rev. 212 at 231–34.
- 25) Willey v. McLaughlin(1976), 49 C.P.R.(2d) 86(B.C.S.C.) (プロゴルファー協会による出場停止；備品供給の制限)と比較せよ。
- 26) Goulet v. Nat. Hockey League, [1980] R.P. 122(Que. Sup. Ct.) (競争法上の違反ではない). Linseman v. World Hockey Assn., 439 F. Supp. 1315(1977) (反トラスト法に反する 20 歳の年齢ルール) も参照。
- 27) Denver Rockets v. All-Pro Management, Inc., 325 F. Supp. 1049(1971); Haywood v. Nat. Basketball Assn., 401 U.S. 1204, 91 S. Ct. 672(1971) (高校卒業後 4 年間を要件とするルール)と比較せよ。CFL by-laws, secs. 6(3), 7(11)(大学の“下級生”をドラフトで獲得できることと雇用できないこと)も参照。
- 28) Neeld v. Amer. Hockey League, 439 F. Supp. 459(1977); Neeld v. Nat. Hockey League, 439 F. Supp. 446, 594 F. 2d 1297(1979) (反競争的目的でなかった) ; NHL by-laws, sec.12.7 と比較せよ。
- 29) プレーヤーが団体協約による拘束に同意した場合には、“課された”と言えるかにつき疑問の余地がある。もっとも、Brown v. Pro Football, Inc., 50 F. 3d 1041(1995) (“団体交渉過程で課された競争制限に関しては、制定法で認められていない労働者の適用除外は、反トラスト法上の責任を放棄するものである”) ; affd. U.S. Sup. Ct., June 20, 1996.
- 30) Sedgewick, 前注 22, p.385.
- 31) Detroit Football Co. v. Dublinski(1957), 7 D.L.R.(2d) 9(Ont. C.A.); revg. (1956), 4 D.L.R.(2d) 688(Ont. H. C. J.). Watson v. Prager, [1991] 3 All E.R. 487, [1991] 1 W.L.R. 726(Ch. Div.) (ボクサーのマネージメントと興業契約における 3 年更新オプションは、不合理だとされた).
- 32) Greenlaw v. Ont. Major Junior Hockey League(1984), 48 O.R.(2d) 371(H.C.) (ジュニアドラフト制度の必要性).

- 33) 20 ティームで構成されているリーグにおける純理論的なドラフト制度では、敗者は 1 番、21 番、41 番、61 番等の選手を選ぶことになるのに対して、勝者は 20 番、40 番、60 番等の選手を選ぶことになる。だが、指名されていない新人がチームを変更できるスポーツはない。(NBA のドラフト制度は、1998 年に 1 巡目までに減らさされた)。
- 34) *Sheddon v. Ont. Major Junior Hockey League*(1978), 19 O.R.(2d) 1, 83 D.L.R.(3d) 734(H.C.J.) (移籍を許可する差止命令); *Goulet v. Nat. Hockey League*, 前注 26.
- 35) (1988), 62 Alta. L.R.(2d) 347(Q.B.). Cf. CBA of NFL, art. 32(1)(同一年の CFL プレーヤーによる契約の禁止)。
- 36) CBA of CFL, art. 14, s.3.
- 37) *The Globe and Mail*, Toronto, March 29, June 20, July 26, 1990.
- 38) D. Cruise and A. Griffiths, *Net Worth: Exploding the Myths of Pro Hockey* (Toronto : Viking, 1991), pp.339–56.
- 39) *In the Matter of....Philadelphia Flyers and Quebec Nordiques*(Bertuzzi, June 30, 1992).
- 40) 第 3 章 B を参照。例えば、art. 4.04 を含む CFL Constitution, arts. 3–5 を参照。(フランチャイズ権の移転に関する手続と要件)。
- 41) 1983 年 6 月に、フランチャイズ権協定を現行の 45 条に規定するという法案が、西サスカウーン州議員 Ray Hnatyshyn によって提出された。Bill C-690(1983); House of Commons Debates, 1st Sess., 32d Parl., pp.27553–59; Committee on Justice and Legal Affairs, Issue No. 133(Oct. 20, 1983) pp.5–28 を参照。
- 42) *The Globe and Mail*, Toronto, May 18, 19, 20, 1983.
- 43) R.S.C. 1970, C-23. 現行法では、Competition Act R.S.C. 1985, c. C-34, am. R.S.C. 1985, c. 19(2d Supp.), s.45, ss.78–79(優越的地位の濫用に関する民事書評)を参照。

- 44) The Globe and Mail, Toronto, May 20, June 29, 30, July 8, 1983; Feb. 2, 1984.
- 45) Ziegler v. Hunter, Director of Investigation and Research(1983), 75 C.P.R.(2d) 163(Fed. T.D.); affd. (1983), 75 C.P.R.(2d) 246(Fed. C.A.).
- 46) Ziegler v. Hunter, [1984] 1 F.C. 138, 75 C.P.R.(2d) 222(T.D.); affd. (sub. Nom., Director of Investigation and Research v. Ziegler)(1983), 51 N.R. 1, 81 C.P.R. (2d) 1 (C.A.) (召喚権限は、憲章に規定されていない).
- 47) Director of Investigation and Research v. Restrictive Trade Practices Commission (1985), 60 N.R. 376(Fed. C.A.) (不十分な“統一事業報告書”；守秘義務は非公開の聴聞に関する憲法上の規定によって保障されている).
- 48) The Globe and Mail, Toronto, Dec. 11, 1985.
- 49) The Globe and Mail, Toronto, July 14, 1983 (Ziegler からの Pierre Trudeau 首相への書簡).
- 50) The Globe and Mail, Toronto, May 26, June 22, 1995. Winnipeg Jets は Phoenix に移転した。
- 51) M.J. Trebilcock, *The Common Law of Restraint of Trade: A Legal and Economic Analysis* (Toronto: Carswell, 1986).
- 52) Gasser v. Stinson, unreported, June 15, 1988 (Ch. Div.), Scott J., Doc. CH-88-G-2191 (ドーピングによる出場停止).
- 53) Watson v. Prager, [1991] 3 All E.R. 487, [1991] 1 W.L.R. 726(Ch. Div.).
- 54) Adler v. Moore, [1961] 2 Q.B. 57 (サッカー選手が再びプレーを始めるときには、彼は障害者給付金を返金する必要がある). 雇用期間後の運用を争わないという契約は、制限の適用対象と継続期間に関する厳格なテストに依存している。雇用されている間の制限は、雇用者が、忠実で独占的な雇用において認められている利害関係を有していることから、通常は合法となる。
- 55) J. Sopina, “Extra-Contractual Aspects of Canadian Professional Football”

- (1958), 16 U.T. Fac.L.Rev. 38; Figure Skating Coaches of Canada v. Can. Figure Skating Assn.(1983), 71 C.P.R.(2d) 41(Ont. H.C.J.).
- 56) Nagle v. Feilden, [1966] 2 Q.B. 633(C.A.)(女性に対してトレーナーライセンスを与えないジョッキークラブ規約；労働権の恣意的な拒否)。
- 57) Mogul S.S. Co. v. McGregor Gow and Co., [1892] A.C. 25(H.L.); Sopinka, 前注 55, at 50. Cranmer v. B.C. Lions Football Club(1980), 1 A.C.W.S. 209 (Ont. H.C.J.)(共謀がなかった)も参照。
- 58) [1964] 1 Ch. 413. Johnston v. Cliftonville Football and Athletic Club Ltd., [1984] N.I. 9(Ch. Div.); Union Royale Belge v. Bosman, [1996] 1 C.M.L.R. 645(E. Ct. of J.)も参照。
- 59) G.M. Kelly, Sport and the Law(North Ryde, N.S.W.: The Law Book Company, 1987), pp.267-95.
- 60) Buckley v. Tutty(1971), 125 C.L.R. 353(H.C. of Austr.); affg. 92 W.N.(N.S.W.) 329(S.C.); Elford v. Buckley(1969), 90 W.N.(Pt. 1)(N.S.W.) 746 を棄却した。
- 61) Blackler v. New Zealand Rugby Football League Inc., [1968] N.Z.L.R. 547 (C.A.); Kemp v. New Zealand Rugby Football League Inc., [1989] 3 N.Z.L.R. 463(H.C.). Adamson v. West Perth Football Club(1979), 27 A.L.R. 475 (Fed. C. of Austr.); Re Adamson, Ex parte Western Australian Nat. Football League(1979), 53 A.L.J.R. 273, 143 C.L.R. 190(H.C. of Austr.)も参照。
- 62) Hall v. Victorian Football League(1977), 58 F.L.R. 180, [1982] V.R. 64(S.C.).
- 63) Foschini v. Victorian Football League, unreported, April 15, 1983(Vict. S.C.), Crockett J.
- 64) (1991), 31 F.C.R. 242(Fed. C. of Austr., Full Ct.).
- 65) [1978] 1 W.L.R. 302(Ch. Div.). Hughes v. Western Australian Cricket Assn. Ltd.(1986), 69 A.L.R. 660, 19 F.C.R. 10(Fed. C. of Austr.)(南アフリカツアーに参加した後の当該プレーヤーの出場停止).

- 66) H. Blofeld, *The Packer Affair*(London: Collins, 1978), esp. pp.104–23.
- 67) 第1章A,3を参照。
- 68) 15 U.S.C. ss.1–7(1988).
- 69) 15 U.S.C. ss.12–27; 29 U.S.C. ss.52–53(1988).
- 70) 15 U.S.C. s.15(1988).
- 71) *Smith v. Pro Football Inc.*, 593 F. 2d 1173 at 1183(1978), per Wilkey J.; varg. 420 F. Supp. 738(1976). 例えば、*Law v. Nat. Collegiate Athletic Assn.*, 902 F. Supp. 1394(1995)(初心者レベルのコーチに対するサラリーキャップ制)を参照。
- 72) 第7章Bを参照。
- 73) J.C. Weistart and C.H. Lowell, *The Law of Sports*(Indianapolis: The Bobbs-Merrill Co., 1979), pp.477–776; (*Supplement 1985*), pp.81–190; M.J. Greenberg, *Sports Law Practice*(Charlottesville: The Michie Company, 1993), pp.1–65. 様々なスポーツに関しては、*U.S. v. Int. Boxing Club of New York Inc.*, 348 U.S.236(1955)(選手権の興行); *Gunter Harz Sports, Inc. v. U.S. Tennis Assn.*, 511 F.Supp. 1103; affd. 665 F.2d 222(1981)(チケットの認可); *Volvo North American Corp. v. Men's Int. Professional Tennis Council*, 857 F.2d 55(1988)(テニスツアーによって運用された営利目的の制限); *Gilder v. PGA Tour Inc.*, 936 F.2d 417(1991)(U字溝アイアンの禁止)を参照。
- 74) 15 U.S.C. ss.1291–95(1988); *Mid-South Grizzlies v. Nat. Football League*, 720 F.2d 772(1983). 第3章4を参照。
- 75) 15 U.S.C. ss.1291, 1294(1988). この規定は、1966年にAFLとNFL間の合併を認可するために制定された。
- 76) 第4章C,3; D,1を参照。
- 77) *San Francisco Seals Ltd. v. Nat. Hockey League*, 379 F. Supp. 966(1974).
- 78) *Mid-South Grizzlies v. Nat. Football League*, 前注74; *N. Amer. Soccer League v. Nat. Football League*, 670 F.2d 1249(1982); revg. 505 F. Supp. 659

- (1980); cert.den. 459 U.S. 1074(1982); Los Angeles Memorial Coliseum Comm. v. Nat. Football League, 726 F.2d 1381(1984); affg. 519 F. Supp. 581 (1981). 単一の法主体論争は、製品市場又はフランチャイズ権の制限との関連で生じた。
- 79) U.S. Football League v. Nat. Football League, 634 F. Supp. 1155, 644 F. Supp. 1040(1986); affd. 842 F.2d 1335(1988). Independent Entertainment Group, Inc. v. Nat. Basketball Assn., 853 F. Supp. 333(1994)(NBA のプレーヤーがマンツーマンの試合に出場することに対する NBA の妥当な拒否) ; News Ltd. v. Australian Rugby Football League Ltd.(1996), ATPR ¶41-466(Fed. C. of Austr.); revd. Oct. 4, 19-96 (大法廷) (スーパーリーグ 対 ARL)も参照。
- 80) R. S. C. 1985, c. C-34. 第 4 章 A を参照。
- 81) それにもかかわらず、当該事例は起訴することができる。リーグの近況は、プレーヤーのための自由で、より高額な報酬を受けることのできる労働市場が、各々のチームによって労働市場を拡充し、競争力を高め、競技力の向上や選手活動に報奨金を与えることによって、ファンのための商品価値を高めることを示唆している。
- 82) 野球の入場券は、実際には、一般的物価価格の割合で高くなってはいない。G. W. Scully, *The Business of Major League Baseball*(Chicago: University of Chicago Press, 1989), pp.105-07.
- 83) Eastham v. Newcastle United Football Club, [1964] 1 Ch. 413 at 432-35(総じて一般国民の不利益となる、人口密集地域の富裕なチームへ才能ある者を集中させることを阻止するシステムの正当化の試み)と比較せよ。
- 84) 352 U.S. 445(1957). Toolson v. New York Yankees, 346 U.S. 356(1953); Flood v. Kuhn, 407 U.S. 258(1972)(反トラスト法の適用除外は野球に限定された); 第 7 章 B も参照。

- 85) 第6章 A,2 を参照。
- 86) 390 F. Supp. 73(1974).
- 87) Kapp v. Nat. Football League, 586 F. 2d 644(1978).
- 88) 407 F. Supp. 1000(1975) ; vard. 543 F. 2d 606(1976).
- 89) Reynolds v. Nat. Football League, 584 F.2d 280(1978) (“アレクサンダー裁判官による和解” (“Alexander Settlement”)と 1977 年のカナダ弁護士協会 (“CBA”)に対する異議申立).
- 90) 593 F.2d 1173(1978) ; varg. 420 F. Supp. 738(1976).
- 91) 前掲判例, at 1187, per Wilkey J. CFL でプレーすることの選択可能性は、魅力的なものとは評価されなかった；前掲判例, at 1185. ドラフト会議の修正提案については、前掲判例, at 1188 を参照。
- 92) 前掲判例, at 1186. この分析に対する批判については、Weistart and Lowell (1985 Supplement), 前注 72, pp.114–18 を参照。Brown v. Pro Football, Inc., 812 F.Supp. 237(1992)(育成チームのプレーヤーに対する最低賃金)も参照。
- 93) NFL Players' Assn. v. NFL Management Council(May 14, 1980, Luskin) (John Dutton は、契約終了時あるいはオプション年後のオファーを受けなかった；オプション年後の 120% サラリーを規定している協約). 第7章 C で論じている MLB の Messersmith と McNally 仲裁と比較せよ。
- 94) R.C. Berry, W.B. Gould and P.D. Staudohar, *Labor Relations in Professional Sports*(Dover : Auburn House Publishing Co., 1986), pp.123–52.
- 95) 第4章 D,1 を参照。M.S. Jacobs and R.K. Winter, “Antitrust Principles and Collective Bargaining by Athletes : Of Superstars in Peonage”(1971), 81 Yale L. J. 1. も参照。
- 96) Clayton Act, 15 U.S.C. s.17 ; 29 U.S.C. ss.52–53 ; Norris-LaGuardia Act, 29 U.S.C. ss.101–15(1988) ; U.S. v. Hutcheson, 312 U.S. 219(1941).
- 97) Allen Bradley Co. v. Local Union No.3, I.B.E.W., 325 U.S. 797(1945) ;

- United Mine Workers v. Pennington, 381 U.S. 657(1965) ; Local Union No.189, Amalgamated Meat Cutters v. Jewel Tea Co., 381 U.S. 676(1965) ; Connell Construction Co. v. Plumbers and Steamfitters Local No.100, 421 U.S. 616(1975).
- 98) Brown v. Pro Football, Inc., U.S. Sup. Ct., June 20, 1996 ; affg. 50 F.3d 1041(1955)(複数の雇用者による交渉；行き詰った後の最終的で誠実なオファーを行使するための雇用者間協定).
- 99) 351 F. Supp. 462(1972). 第6章Aを参照。
- 100) 543 F.2d 606(1976) ; varg. 407 F. Supp. 1000(1975).
- 101) 賃金、勤務時間もしくは雇用条件は、交渉の必須事項である；National Labor Relations Act, July 5, 1935, c.372, s.8(d) ; 29 U.S.C. s.158(d)(1988) (NLRA)を参照。
- 102) 600 F.2d 1193(1979) ; revg. 460 F. Supp. 904(1978).
- 103) もっとも、A.R. Farnsworth, "Herschel Walker v. National Football League : A Hypothetical Lawsuit..."(1982), 9 Pepp. L. Rev. 603 ; R.A. McCormick and M.C. McKinnon, "Professional Football's Draft Eligibility Rule..." (1984), 33 Emory L.J. 375 を参照。
- 104) Zimmerman v. Nat. Football League, 632 F. Supp. 398(1986)(USFLプレーヤーは、指名されなかったプレーヤーに関するNFLの予備ドラフトによって拘束される). Powell v. Nat. Football League, 711 F. Supp. 959(1989)(大学生のドラフト制度)も参照。
- 105) Wood v. Nat. Basketball Assn., 809 F.2d 954(1987) ; affg. 602 F. Supp. 525 (1984)(ドラフトの対象者は、労働協約上の期間に拘束される；個別交渉は、国の労働政策に反することになる).
- 106) Note, "Application of the Labor Exemption..."(1982), 57 N.Y. U. L. Rev. 164 ; E. Lock, "The Scope of the Labor Exemption in Professional Sports", [1989] Duke L. J. 339 ; N.K. Roman, "Illegal Procedure..."(1990), 67

- Denver U. L. Rev. 111 ; Note, "Releasing Superstars..."(1991), 104 Harv. L. Rev. 874 ; G. St. Louis, "Keeping the Playing Field Level...", [1993] Detroit C. L. Rev. 1221.
- 107) Brown v. Pro Football Inc., 782 F. Supp. 125 at 134(1991), per Lamberth D. J. (適用除外は、満了時又は交渉が行き詰った時に失効する；育成チームの統一的給与制度は、労働協約に盛り込まれていなかった); revd. 50 F. 3d 1041(1995) and U.S. Sup. Ct., June 20, 1996.
- 108) Bridgeman v. Nat. Basketball Assn., 675 F. Supp. 960(1987)(大学生のドラフト制度、サラリーキャップ制、優先的選択権に対する異議申立).
- 109) 678 F. Supp. 777(1988). Powell v. Nat. Football League, 690 F. Supp. 812 (1988)(労働争議が進行中のフリーエージェント補償制度に対する差止命令は却下された)も参照。
- 110) Powell v. Nat. Football League, 930 F. 2d 1293(1989), at 1303, per Gibson C. J. Brown v. Pro Football, Inc. ,前注 98(統一的給与制度の一方的実施)も参照。
- 111) 764 F. Supp. 1351(1991). 773 F. Supp. 1250(1991) ; 790 F. Supp. 871(1992)も参照。
- 112) The New York Times, Sept. 11, 1992, pp. A1, B 15. Jackson v. Nat. Football League, 802 F. Supp. 226(1992)(4名のプレーヤーには、“B プラン”の実施に対する暫定的差止命令が認められた)も参照。
- 113) White v. Nat. Football League, 822 F. Supp. 1389(1993) ; 836 F. Supp. 1508 (1993); affd. 41 F. 3d 402(1994)(和解の承諾；不服申立人による訴訟).
- 114) CBA of NFL(1993–2000), art. 15(いかなるオプション条項も、別個の条項として交渉しなければならない), art. 19(ベテラン選手のフリーエージェント宣言), art. 24(62–64% でのサラリーキャップ制は、チームの“プレーヤーコスト”が“実際の確定総収入”的 67% に達した場合にもたらされる). リーグ収入のうち少なくとも 58% は、プレーヤー補

償金に回されねばならない。大学生のドラフト制度(art. 16)は、7ラウンドに減らされた。

- 115) 前掲 art. 57. CBA of NHL, art. 27.2(協約が失効した時にに関する反トラスト法上の申立の放棄).
- 116) 45 F. 3d 684(1995) ; affg. 857 F. Supp. 1069(1994)(Powell 11, 930 F. 2d 1293 に従っている). Nat. Hockey League v. Nat. Hockey League Player' Assn., 789 F. Supp. 288(1992)(リーグは、フリーエージェント制度の均衡化に対する反トラスト法上の適格性に関する確認判決を拒否した)と比較せよ。
- 117) The Globe and Mail, Toronto, June 22, 1995.
- 118) The Globe and Mail, Toronto, June 24, 1995.
- 119) The Globe and Mail, Toronto, July 1, 1995.
- 120) The Ottawa Citizen, June 29, 1995.
- 121) The New York Times, Sept. 13, 1995, p. B9. プレーヤーの拘束と NBA のサラリーキャップ制については、第 8 章 B,C を参照。
- 122) J. C. Weistart and C. H. Lowell, *The Law of Spoers*(Indianapolis : The Bobbs -Merrill Co., 1979), pp. 687-759 ; (Supplement 1985), pp. 131-70.
- 123) 第 3 章 B,3 を参照。City of Oakland v. Oakland Raiders, 220 Cal. Rptr. 153 (1985)(公用収用権訴訟).
- 124) Amer. Football League v. Nat. Football League, 205 F. Supp. 60(1962) ; affd. 323 F. 2d 124(1963)(訴えは却下された). 被害を被ったリーグのみが、フランチャイズ権の決定はライバル組織に害を与えることを目的としていたことを申立てた当事者適格を有している : San Francisco Seals, Ltd. v. Nat. Hockey League, 379 F. Supp. 966(1974)(NHL のチームがバンクーバーに移転する権利を拒否された; リーグは、そこでフランチャイズ権を高く売却する計画であった; チームは、利益の上がる地域を占めて、ライバルリーグが設立されることを妨げるという独占的目的を申立てることができなかった). News Ltd. v. Australian Rugby Football League

Ltd.(1996), ATPR ¶41-466(Fed. C. of Austr.) ; revd. Oct. 4, 1996(大法廷)も参照。

- 125) Shayne v. Nat. Hockey League, 504 F. Supp. 1023(1980)(WHAのオプション保有者；訴えは却下された).
- 126) Mid-South Grizzlies v. Nat. Football League, 720 F. 2d 772(1983)(加盟申請を認める義務はない；国際的競争に対して有害でない). Seattle Totems Hockey Club, Inc. v. Nat. Hockey League, 783 F. 2d 1347(1986)も参照。
- 127) 670 F. 2d 1249(1982) ; revg. 505 F. Supp. 659(1980) ; cert. denied 459 U.S. 1074(1982).
- 128) Los Angeles Memorial Coliseum Comm. v. Nat. Football League, 468 F. Supp. 154(1979) ; Los Angeles Memorial Coliseum Comm. v. Nat. Football League, 484 F. Supp. 1274(1980) ; revd. 634 F. 2d 1197(1980)(移転を許可するためにチームオーナーの4分の3以上の投票を要求しているNFL規約).
- 129) Levin v. Nat. Basketball Assn., 385 F. Supp. 149(1972)(所有権の譲渡を認めることに対するリーグによる拒絶；各チームはパートナーであり、競争者ではない).
- 130) San Francisco Seals, Ltd. v. Nat. Hockey League, 前注 124.
- 131) 726 F. 2d 1381(1984) ; affg. 519 F. Supp. 581(1981).
- 132) 前掲判例, at 1397-98, per Anderson C. J. リーグシステムとフランチャイズ権の移転に関する相反する分析については、Grauer, (1983), 82 Mich. L. Rev. 1, (1989), 64 Tulane L. Rev. 71 ; Lazaroff, (1984), 53 Ford. L. Rev. 157, (1988), 20 Ariz. St. L. J. 953 ; Roberts, [1984], 32 U.C.L.A. L. Rev. 219, (1985), 52 U. Chi. L. Rev. 999, (1986), 60 Tulane L. Rev. 562, (1989), 64 Tulane L. Rev. 117 を参照。議会での法制に関する立案については、(1987), 38 Hastings L. J. 345 を参照。
- 133) Los Angeles Memorial Coliseum Comm. v. Nat. Football League, 791 F.2d

1356(1986). 賠償額は、“NFL の違法な行為に先立つ 1980 年の、NFL による Los Angeles での価値の増加が、リーグに復帰するという Oakland の価値より低いこと”に基づいて、減額するよう命じられた。前掲判例 at 1372, per Williams D.C.J.

- 134) Colorado からの移転には、NHL への移籍金と地方チームへの補償金のため、New Jersey Devils にとって 3000 万ドルを要した。The Globe and Mail, Toronto, May 28, 1982 を参照。
- 135) The New York Times, April 1, 1984, p.S3 ; Mayor of Baltimore v. Baltimore Football Club, Inc., 624 F. Supp. 278(1985).
- 136) 第 4 章 A,4(企業結合調査法に基づいた審理)も参照。
- 137) NHL には、譲渡を承認するための 4 分の 3 以上の投票(art. 3.5)と移転を承認するための全会一致(art. 4.2)の規約がある。NHL 付属細則 sec. 36(フランチャイズ権の移転を承認する決定において考慮されるべき手続と要因)も参照。
- 138) The Globe and Mail, Toronto, May 25, June 1, 14, July 20, 23, 1983 ; Aug. 18, 1984 ; Feb. 2, 5, June 11, 1985.
- 139) The Globe and Mail, Toronto, June 28, 1985.
- 140) Nat. Basketball Assn. v. SDC Basketball Club, Inc., 815 F.2d 562(1987).
- 141) 第 5-8 章を参照。
- 142) 第 9 章 A,1 を参照。
- 143) B. Dabscheck, “Player Association and Sports Unions in Australia” in R.C. Wilcox (ed), Sport in the Global Village (Morgantown : Fitness Information Technology, 1994), pp. 125-36 と比較せよ。
- 144) Wood v. Nat. Basketball Assn., 809 F.2d 954(1987).
- 145) Bathgate v. Nat. Hockey League Pension Society(1992), 11 O.R.(3d) 449, 98 D.L.R. (4th) 326(Gen. Div.) ; affd.(1994), 16 O.R.(3d) 761, 110 D.L.R.(4th) 609(C.A.)も参照。また第 6 章 A,4 を参照。

- 146) もっとも、Nat. Football League Players' Assn. v. Pro-Football, Inc., 849 F. Supp. 1(1993) ; 857 F. Supp. 71(1994) (Washington Redskins の所在地は、Virginia である；プレーヤーは労働権確立法に基づいて使用料の支払いを拒否した；仲裁人の裁定は無効とされた). NLRA, ss.8(a)(3), 8(b)(2)も参照。
- 147) J. Helyar, *Lords of the Realm : The Real History of Baseball*(New York : Ballantine Books, 1995), pp. 89–91 ; Topps Chewing Gum, Inc. v. Major League Baseball Players' Assn., 641 F. Supp. 1179(1986).
- 148) 現行のCBA of NHL, art. 25.7を参照。
- 149) 1994年に、メジャーリーグ規約が改正され、コミッショナーは選手委員会の委員長としてのオーナーの地位を承継できるようになった；第7章Aを参照。
- 150) July 5, 1935, c.372, ss. 1–19 ; 29 U.S.C., ss. 151–69(1988).
- 151) American League of Professional Baseball Clubs, 180 N.L.R.B. 189(1969) (審判員).
- 152) J.J. Lippner, "Replacement Players for the Toronto Blue Jays? :Striking the Appropriate Balance Between Replacement Worker Law in Ontario, Canada and the United States"(1995), 18 Fordham Int. L. J. 2026 at 2041–45.
- 153) Silverman v. Major League Baseball Player Relations Committee, Inc., 880 F. Supp. 246(1995) ; affd. 67 F.3d 1054(1995). 第7章Cを参照。
- 154) 1987年のストライキ後の最初のゲームでプレーすることを拒否し、ストライキを継続したNFLのベテラン選手に対して認められた未払い給料の3000万ドルについては、Nat. Football League Management Council and Nat. Football League Players' Assn., 309 N.L.R.B. No. 10(1992) ; affg. Schlesinger, Admin. L.J., March 21, 1991(ストライキ中の選手に対する差別的取扱による不当労働行為)を参照。
- 155) Nordstrom, dba Seattle Seahawks and Nat. Football League Players' Assn,

292 N.L.R.B. No. 110(1989) ; affg. Ries, Admin L. J. Nov. 23, 1983(選手代表者であった Sam McCullum は、1982 年のストライキの準備段階の間に、チームから解雇された) ; 304 N.L.R.B. No. 78(1991) ; 984 F.2d 479 (1993) も参照。“Discriminatory Discharge in a Sports Context : A Reassessment of the Burden of Proof and Remedies under the National Labor Relation Act” (1984) ; affg. 825 F. Supp. 558(1993)(反トラスト法の申立が却下された) も参照。

- 156) 1980 年に、チームオーナーの長期にわたる抵抗の後、労働協約が、旧 North American Soccer League で制定された：North American Soccer League, 241 N.L.R.B. 1225(No. 199)(1979) ; North American Soccer League v. N.L.R.B., 613 F. 2d 1379 (1980) ; Morio v. North American Soccer League, 501 F. Supp. 633(1980) ; affd. 632 F. 2d 217(1980).
- 157) Major League Rodeo, Inc., 246 N.L.R.B. 743(No. 113)(1979).
- 158) Nat. Football League Players' Assn. v. N.L.R.B. 503 F.2d(1974)(オーナーとコミッショナーが、フィールド上での乱闘中にベンチを離れたプレーヤーに対し 200 ドルの罰金を科すという bench fine rule を一方的に宣言した) ; Silverman v. Major League Baseball Player Relations Comm., Inc., 516 F. Supp. 588(1981)(野球のコミッショナーが、チームの支払能力に関する声明を出した；組合は、財務情報の開示を要求した；当該声明は、交渉委員会に帰属させることはできないとされた) と比較せよ。
- 159) 236 N.L.R.B. 1317(No. 181)(1978) ; affd. 613 F.2d 1379(1980) ; U.S. Football League Players' Assn., A.F.L.-C.I.O. v. U.S. Football League, 650 F. Supp. 12(1986)(リーグは、サラリーを支払う義務がない) も参照。オントリオ州における証明申請書については、North American Soccer League Players Assn. v. Toronto Blizzard Soccer Club, [1979] OLRB Rep. 449 を参照。
- 160) Silverman v. Major League Baseball Player Relations Comm., Inc., 前注 158.
- 161) Nat. Football League Players' Assn. v. N.L.R.B., 前注 158.

- 162) Nat. Football League Management Council, 203 N.L.R.B. 958 (No. 165) (1973)(当該争点の交渉義務違反ではない).
- 163) Smith v. Pro Football Inc., 420 F. Supp. 738(1976) ; Wood v. Nat. Basketball Assn., 809 F.2d 954(1987).
- 164) Mackey v. Nat. Football League, 543 F.2d 606(1976).
- 165) Powell v. Nat. Football League, 930 F.2d 1293(1989). Silverman v. Major League Baseball Player Relations Comm., Inc., 前注 153 (NLRBは、自由契約選手、保留、年俸調停が法に規定された問題であると信じる合理的な理由を有していた)も参照。
- 166) 第4章 C,3 を参照。
- 167) S. Handman, "The juridical status of an individual work contract in relation to a collective agreement and recourses of an employee"(1979), 39 R. du B. 995.
- 168) 苦情処理手続の失敗については、Chuy v. Nat. Football League Players' Assn., 495 F. Supp. 137(1980) ; Peterson v. Kennedy, 771 F.2d 1244(1985)を参照。
- 169) J.I. Case Co. v. N.L.R.B., 321 U.S. 332, 64 S. Ct. 576(1994) ; Morio v. North American Soccer League, 前注 156 ; Wood v. Nat. Basketball Assn., 809 F.2d 954 (1987).
- 170) R.C. Berry and G.M. Wong, Law and Business of the Sports Industries, Vol. 1, Professional Sports Leagues(Dover : Auburn House Publishing Co., 1986), pp.429-36, 447-60 ; G.M. Wong, "A Survey of Grievance Arbitration Cases in 'Major League Baseball'"(1986), 41 Arb. J. 42 at 45-47 ; R.C. Berry, W.B. Gould, P.D. Staudohar, Labor Relations in Professional Sports (Dover : Auburn House Publishing Co., 1986), pp. 241-46.
- 171) Moore v. Atlanta Braves(Sept. 7, 1977, Porter).
- 172) Marshall v. Minnesota Twins(Oct. 25, 1978, Porter)(契約したチームに対する経費は、通常撤回されない).

- 173) Tidrow v. Chicago Clubs(Nov. 4, 1980, Goetz)(利益はオプション条項に付隨しなければならない；場合によっては、労働協約に反するとの理由で、プレーヤーはオプション条項を拒否することを禁じられる).
- 174) G.W. Adams, Canadian Labour Law, 2d ed.(Aurora : Canada Law Book, 1995).
- 175) North American Soccer League, 前注 159, at 1322–25.
- 176) Toronto Electric Commissioners v. Snider, [1925] A.C. 396(P.C.).
- 177) Immigration Regulations, SOR/78–172, s. 20(1)(b)(i).
- 178) The Globe and Mail, Toronto, March 2, 1995.
- 179) S.O. 1995, c. 1, 別表 A.
- 180) The Globe and Mail, Toronto, Sept. 24, Nov. 20, 22, 1957 ; D. Cruise and A. Griffiths, Net Worth : Exploding the Myths of Pro Hockey(Toronto : Viking, 1991), pp. 107–12. 更に第 6 章 A,3 を参照。
- 181) Labour Relations Act, R.S.O. 1990, c.L.2, ss.53(2), 54, 81(現行法では、Labour Relations Act, 前注 179, ss. 58(2), 59, 86).
- 182) Labour Relations Code, S.A., c.L.-1.2, s. 128.
- 183) The Globe and Mail, Toronto, Aug. 9, 18, Sept. 1, 3, 1994. 第 6 章 C を参照。
- 184) Labour Relations Act, 前注 181, am. 1992, c. 21, s. 32. J.J. Lippner, “Replacement Players for the Toronto Blue Jays? : Striking the Appropriate Balance Between Replacement Worker Law in Ontario, Canada and the United States”(1995), 18 Fordham Int. L. J. 2026 を参照。
- 185) Leafs と Ottawa Senators との間の果てしない駆け引きに関する制定法上の別表は、カナダの権利と自由憲章の 12 条で、禁止されている。
- 186) [1995] OLRB Rep. April, 540(確認判決の効果は、Blue Jays の次のホームゲーム前の交渉まで先送りされた). Nat. Basketball Assn., [1995] OLRB Rep. Nov., 1389(NBA の審判員によるロックアウトは違法とされた；リーグは審判員協会のメンバーを使用するよう要求された)も参照。

《翻訳》ジョン・バーンズ「カナダにおけるスポーツと法」(4)

187) The Globe and Mail, Toronto, May 2, 1995.